

第32回平成22年6月与謝野町議会定例会会議録(第6号)

招集年月日 平成22年6月16日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時30分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 惠

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第73号 | 平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）
(質疑～表決) |
| 日程第2 | 議案第74号 | 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
(質疑～表決) |
| 日程第3 | 議案第75号 | 平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）
(質疑～表決) |
| 日程第4 | 議案第76号 | 平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
(質疑～表決) |
| 日程第5 | 議案第77号 | 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
(質疑～表決) |
| 日程第6 | 議案第78号 | 平成22年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）
(質疑～表決) |
| 日程第7 | 議案第79号 | 三河内簡易水道 三河内浄水場新設（浄水設備）工事請負契約の締結
について
(質疑～表決) |
| 日程第8 | 議案第80号 | 与謝野町立岩屋小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について
(質疑～表決) |

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き一般会計の質疑を続けたいというふうに思います。

ここで一つ、大変暑い中ですけれども、皆さんにお願いしておきたいのは、質疑というのは提出されました議案に対して質問をするというのが質疑でありまして、一般質問のように自分の思いを、どんどんと提案をするということではありませんので、その提案の分については、できるだけ一般質問の方でお願いをしたいと、質疑にとどめていただきたいというふうに思いますので、その点を冒頭をお願いをいたしまして、きょう一日をよろしく願いいたします。

それでは、会議を始めます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程により進めたいと思います。

日程第1 議案第73号 平成22年与謝野町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、既に質疑に入っております。昨日に引き続き質疑を続行します。

質疑ありませんか。

議長(井田義之) 杉上議員。

4番(杉上忠義) それでは、一般会計補正予算について質問いたします。

昨日に引き続きまして、冷凍米飯の加工施設整備事業債4,200万円につきましてお尋ねしたいと思います。これは旧加悦町であります香河地区でありますから、過疎債でよろしいのでしょうか。

議長(井田義之) 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長(吉田伸吾) お答えいたします。過疎債ではなしに辺地債の方でございます。

議長(井田義之) 杉上議員。

4番(杉上忠義) 辺地債ということで4,200万円、これを引き受けるところがあるのでしょうか。

議長(井田義之) 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長(吉田伸吾) お答えをいたします。辺地債の借り入れで、いわゆる旧政府資金、ここで引き受けていただく予定をしております。地方債といいますのはご承知のように実質公債費比率が18%以上になっておりますと、京都府知事の許可が要るわけでございますけれども、与謝野町は、そこに達しておりませんので、現在は京都府との協議によって、その借り入れができるということでございます。

議長(井田義之) 杉上議員。

4番(杉上忠義) 大変な手続が要って、辺地債を発行するわけですけれども、その使われ方が、きのう質疑の中でありましたけれども、我々、産業建設常任委員会以外は資料は何ももらっていないわけですね。ぜひとも資料を要求したいんですけれども、議長、いかがでしょうか。

議長(井田義之) もう一度、資料、どういう資料だということを言うてください。

4番(杉上忠義) 辺地債の説明がありましたけれども、その辺地債をどういうふうに冷凍米飯に使う、どういう設備投資をする。金額は幾らか、どこのメーカーを使うかぐらいの資料はあつてい

いと思うんですけども。

議 長（井田義之） 冷凍米飯の資料ということですか。

それでは休憩中に準備をしますので、次の質問に入れませんか。

杉上議員。

4 番（杉上忠義） では資料を要求しておきます。

課長、それではできるだけ丁寧にどういう設備投資の計画か、答弁をお願いいたします。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。もう少し細かい部分を含めまして、ご説明を申し上げます。

昨日も申し上げましたけれども、補正予算に冷凍米飯加工施設管理運営事業としまして4, 200万円を計上させていただいております。大きく二つございまして、一つは急速凍結機改修工事にかかる工事費として2, 700万円、それから、炊飯設備整備工事費として1, 500万円を見込みまして計4, 200万円を計上いたしております。急速凍結機の関係につきましましては、既存に2機の冷凍機がございまして、そのうち1機が完全に使えない状態となり、もう1機も非常に不調だということで10年たっておりますので経年劣化によって、そのような状態になってございます。これを新しい冷凍技術のあります設備で新しく更新をしたいということで、2機を導入をさせていただくものでございます。これにつきましては、もともと冷凍米飯の加工施設として、この施設が建てられているわけですが、現実のところ冷凍商品として出せているのはおにぎり、あるいはいなりずし、こういったものでございまして、しかしながら、これは売れ筋商品ではないということもございまして、ネタの乗った生ものを扱った冷凍商品というのは技術的に、この現在まであった冷凍機ではできないということから、最新式の冷凍機を導入することで売れ筋商品であります棒ずし、あるいは柿の葉ずし、これら生ものを扱った商品の冷凍物、これをつくり出すことで新たに冷凍商品の市場に参入をすることが可能になるということから、一定、売上の増が見込めるということもございまして、したがって、今後の会社としての戦略上、冷凍商品分野に進出をしていきたいということから、それをつくるためのものとして急速凍結機を導入をさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

それから、炊飯設備につきましては、これまで電気がま13個ございまして、これを効率よく使用してきたわけですが、導入から10年経過をいたしまして、次々に故障を重ねてきております。そしてまた、故障したものを直そうと思っても基盤部分、部品が、もう既に製造ができないということから、現在、会社において2台、急遽購入をされて急場をしのいでいる状況でございますが、炊飯はファーマズライスの業務で、命の部分でございますので、この際、米のサイロ、米庫から洗米、米を洗う部分、そして炊飯まで、自動の設備を導入を、2台導入をさせていただきまして、作業効率の向上、並びに現在13のかまを広いスペースに置いて使っておりますので、非常にスペース的にも問題があるということから、効率よいタイプのものを設置をさせていただきたいということも考えているものでございます。

常任委員会でも資料らしい資料というのはご提出はさせていただいておりませんが、この説明だけではイメージが、もう少しわかりにくいかなと思いますので、現在のところ考えておりますパンフレットの設備のものを資料として、後ほど配付をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 本来なら資本金が6,900万円、累積赤字が7,000万円、借入金が5,900万円、本来、一般企業なら借入れができない企業に対して辺地債という魔法のようなものですね、応援するわけですから。5,000万円以上は、ご存じのように請負契約は議会の承認が要るわけです。4,200万円という多額の設備投資であります。ぜひとも丁寧な資料を要求しておきたいというふうに思います。

休憩時間ですね、提出。

お願いしたいというふうに思います。なかなか町民の方にわかっていただく場がですね、この議会しかないというふうに考えておりますので、丁寧をお願いしたいというふうに思います。

それから、阿蘇シーサイドパーク、昨日の質疑にも出ていましたけれども、聞いていますと計画がはっきりしないのですね、工事だけ進められるというのは大変いかがなものかと思っておりますけれども、ぜひともわかりやすく、我々にもですけれども、町民の皆さんにわかるように、これはなぜかという、昨年、商工会の青年部のイベントがシーサイドパークでありまして、旧加悦町から見ますと、初めて関心を持った場所でもあります。ぜひとも丁寧に答弁をいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

この阿蘇シーサイドパークができた経過でございますけれども、国道178号線の渋滞を緩和するということから、用地がなかなか、家が建て込んで道路の幅員を広げるといふようなことができないということから、旧岩滝町のときに海の側に沖だしをして新しい道をつくるというふうな計画ができました。その内側の部分について今、阿蘇シーサイドパークで整備をさせていただいているところでございます。総面積が6.2ヘクタールございまして、現在、3.6ヘクタールを部分供用をさせていただいております。今、供用部分というのは、東町付近というふうにご理解がいただきたいというふうに思っております。現在、残っておりますのが庁舎の後側の大体、約2.2ヘクタールの部分が残っているというふうな状況となっております。

当初はそういうふうなことで造成をさせていただいておりましたけれども、その後、平成に入りまして工事の方を進めさせていただいております。当時の総事業費というのが31億3,100万円だったというふうに記憶をしております。しかし、この事業につきましても、国の方からは費用対効果の関係で、そういうふうな資料を求められまして、昨年だったというふうに思いますけれども、大体、約1億5,000万円程度削減をしないと費用対効果が得られないというふうなことから、現在29億8,000万円で事業をさせていただいております。もう事業の方も、ほとんど終わりに近づいております。きのうも申し上げておりましたけれども、平成24年度に完了をさせていただきたいというふうに思っております。現在、駐車場の部分が整備が終わっております。それよりも海側、ちょうど岩滝海岸線との間の部分の整備をさせていただくということで、この6月の委員会の方にも、そういうふうな図面の提出をさせていただいたということでございます。雑駁なお答えになったかもわかりませんが、以上が経過でございます。

それから、今の阿蘇シーサイドパークの部分というのは都市機能用地の部分は入ってございま

せん。都市機能用地というのが今、海岸に向かって、役場の庁舎の横から海岸に向かっていきます阿蘇シーサイドパークの向かい側の土地になっておりまして、その部分が約0.88ヘクタールございます。それと東町の方にも多少そういうふうな都市機能用地が残っておりますけれども、そこは面積が小さいというふうな状況となっております、この都市機能用地として使えるというのは、今の阿蘇シーサイドパークの道路の反対側の部分だろうというふうに思っております。阿蘇シーサイドパークにつきましては、平成22年度で完了させていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、答弁の中で国から費用対効果について指摘があったということなんですけれども、どういう指摘があったのでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 指摘というよりも国の補助の見直しがございまして、その関係で費用対効果を出さなければならないということで、昨年だったというふうに記憶をしておりますけれども、この阿蘇シーサイドパークの計画を一部見直しをさせていただいております。その中で、先ほど言いましたように1億5,000万円程度、削減をしなければ、いわゆる費用対効果、1を下回ると効果があらわれないというふうな指標がございまして、その結果、事業費の削減をさせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、答弁を聞いていましてはわかりにくいですが、この点も。これはぜひとも、広報をしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。広報は非常に重要だと思うんです。地域住民と相互に理解をし合うためにも大変重要な、コミュニケーション取り方が重要だというふうに広報は言われております。ですから行政は町民に、ぜひわかりやすく伝えるということが何より必要だというふうに考えております。

ところで一般的にいまして、本町の広報の仕方が報道機関から聞こえてきます声からもいたしまして、非常に、庁舎が三つに分かれているという点もありますけれども、広報室があるわけでもないですし、広報の担当官がおるわけでもないわけです。その辺はもう少し、庁舎が三つに分かれていますけれども、しっかり報道機関に伝えると、せめて一日に一つは与謝野町の話が新聞に載っているということが重要ではないかというふうに思います。特に阿蘇シーサイドにつきましては、旧加悦町、旧野田川から見ますと非常にわかりにくいということを指摘しておきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。広報のあり方についてのご質問でございます。広報広聴につきましては、一応、企画財政課で持たしていただいております。確かに今、議員、ご指摘のとおり庁舎も三つに分かれたりしております、なかなか連絡がとりにくいということもありますけれども、なるべくそういったことがないようにしようということで、いわゆる各課から広報担当者、ことしは、できましたら係長以上ということで、各課の広報担当官を決めまして月に一度は担当が集まりまして、いろんな情報交換をしたり、あるいは広報や広報なんかの記事の掲載内容、あるいはホームページの内容、そういったことについて打ち合わせをし、何とか

連携が図っていけるように努力させていただいておるところでございます。まだまだ、これから、そういったことで充実させていかなければならないということがあると思います。ご指摘の点につきまして、さらに向上いたしますように努力をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 情報室は加悦ですね、企画財政で広報ダイヤルをつくっているところは企画財政、この辺を一つにして広報誌をつくるのも重要ですけども、外に向かってプレス発表をするのが、さらに重要だということで、その担当者が要るのではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。新聞社等へのプレス、これにつきましては企画財政課の方で担当させていただいております。いわゆるプレスする内容につきまして企画財政課の方に上げていただきまして、それをうちの広報担当者から各社にプレスをすると、こういう今、システムをとらせていただいております。ただ、これだけ町域が広がってまいりますと、一人で、いわゆるすべての新聞記事に対応するということはなかなか困難でございますので、それぞれプレスはするわけですけども、それぞれの内容については担当課に問い合わせをしていただくと、こういうような今、システムになっております。そういったことをさらに充実させていく努力はさせていただかなければならないというふうに思っております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、聞いていまして非常に、やはり取材する側は大変苦心されるというように思いますので、うまくその辺を整理というか、充実をさせていただきたいなというふうに思うところでございます。

続きまして、観光にいろいろ取り組んでいただいているわけですけども、過日、新聞に出ていましたけれども、広域観光ですね、中丹と南丹の広域振興局が一緒になって丹波ブランドを売り出すというような報道がありました。それは高速道路の無料化によりまして地域間競争が激化するということで、黒豆でありましても、小さい町同士の競争じゃなくて、もっと広域にタッグマッチを組みまして地域ブランドを売ろうという構想であります。振興局の垣根を越えて丹波ブランドを売り出すというようなキャンペーンでございます。どうも与謝野町を見ていると丹後広域観光キャンペーンの参画の仕方がですね、何か遠慮がちといいますか、積極性がないといいますか、もっと積極的に参画すべきだというふうに思うんですけども。例えば、丹後ブランドを丹後で売り出すというような取り組みがあってもいいのではないかというふうに思っているところでございます。考え方はいかがですか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。広域観光のあり方、とりわけ与謝野町の位置づけでございますけれども、決してよその町に引けをとっているというような考え方を持っておりませんし、むしろリーダー的な役割を示しているというふうに認識をしております。といいますのは、それぞれの町の特性を生かしていきながらも、やはり最終的に単独でできない部分を丹後広域観光キャンペーンが、全体を把握しながら情報発信をしていくという役割を担っていただいております。

うふうに思っておりますので、それぞれの町のカラーをどのように生かしていくかという部分と、さらには、もう一つは広域的に統一的な取り組みという部分があるわけですが、今、中丹、南丹の関係で出ておりますが、それだというふうに思います。

丹後地域におきましても、いわゆる、かに、かき、ぶりから始まりまして、現在はいろんな地域グルメの情報発信を統一的にやっつけていこうと。舞鶴は舞鶴のものがあるでしょうし、与謝野町には与謝野町のもの、宮津には宮津ものがございまして、そういったテーマを持って情報を発信していくという機能は当然でございます。与謝野町もシルクを食べるといったテーマを持って京阪神並びに首都圏の方にもよその町とともに情報発信をしております。

ただ、それが、相手があるわけですから、それを魅力的に受けていただけるかどうかという問題は別にいたしまして、今のご質問の中で決して与謝野町が遠慮しているというようなことはございません。その見方として、どういうふうに相手方に魅力として発信できているかということについては、さらなる勉強はしていかなければならないというふうに思いますけれども、一体化の中で与謝野町も一定頑張っているというふうには認識をしております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひとも、いよいよ夏に入りますけれども、高速道路の無料化で若狭、対、丹後というような対決が鮮明になってくると思うんですよ。ぜひとも負けないように積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思っているところでございます。

ところで夏休みに入りますと、委員会でもご指摘したんですけれども、給食センターが休みに入るわけですね。ところが12名の職員さんがおられるわけです、12名。こういった職員さんを大胆に商工観光課に振り当てるぐらいの発想が私は必要だと思うんです。一体全体12名の方は夏休み、何をしておられるんですか。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。この件に関しましては古くて新しい質問でございまして、夏休み、それぞれ、まず、最初に行きますのが、日ごろ行き届かない場所の徹底的な清掃でありますし、それから食器等の洗浄、それから炊飯器等、調理にかかわる器具ですね、それらの点検、それから、それも清掃でございます。それと、それから、この夏休みを利用して、いろいろな研修に行きます。資格を取ったり、あるいは他の共同炊事場、いうたら給食センター、それらのところも研修したりしております。したがって、確かに直接的な給食の、配食のための業務はしていませんけれども、日ごろできない、そうした業務、それから研修等に使用しております、決して無聊を困っておるということはございませんので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 掃除も研修も重要ですけども、同じ研修をしていただくのなら与謝野町ブランドのおいしい食材をつくって、与謝野町の観光キャンペーンに12名が全員参加するというぐらいの発想ができませんか。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。それらにつきましても、研修として行っております。例えば、昨年に取り組みましたのは橋立ホテルのシェフから、日ごろよく給食で用いる素材をいかにおいし

く魅力ある料理に仕上げるかというような、そうした研修も行っておりますし、また、議員の今、お教えのことは所長の方にもお伝えしまして、さらに頑張るように言っておきますので、ひとつよろしくをお願いします。つけ加えさせていただきますけれども、夏休みいつでも結構ですので、センターの方を視察していただきたいと、そのように思います。以上です。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 古い話で恐縮でございますけれども、給食センターの監査役を仰せつかってございまして、夏が近づくとご指摘を申し上げておったところでございます、一向に町民から見て納得という、その研修が行われているとは思いませんので、ぜひともことしの夏は、こうした大胆な発想の転換をしていただきまして、ぜひとも12名の職員さんが町民の目から見て、一生懸命やっておられるというふうにわかるように仕事をしていただきますように、切にお願いしておきたいというふうに思います。以上でございます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 学校給食に関しましては、教育委員会ですけれども、先ほど来、ご質問があるような商工観光課にもご質問がございました。やっぱり学校給食というものは学校での給食を支える、つくる、まさしく提供するというのが仕事でございます、その業務に参考となる研修、あるいは、それらについては大いにやっていただきたいし、それが足りないということであれば今、以上に頑張っていただけだと思いますけれども、給食センターの職員が与謝野町の産品を研究するだとか、売るだとか、そういうことについては、これは全く違う問題だというふうに思いますし、職員に対しましては学校給食をつくる、そのことの業務に専念をするのが本筋であるというふうに思っておりますので、ちょっとその辺は混同があるのではないかなというふうに思いますので、また、町の特産品等々を打って出るのは、そういう組織が、先ほど申し上げましたように広域的な組織もございまして、そうした中で大いに職員も頑張らせるようにさせたいというふうに思います。その点、ご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

17番、谷口議員。

17番（谷口忠弘） それでは、一般会計の補正につきまして何点か質問をさせていただきます。

本来、3月で町の予算が決まって、予算審議が行われるのが通例ですけれども、今回は選挙というものがありまして、6月議会で予算の肉づけをですね、事業の肉づけをしていくということで、今回、12億5,700万円の追加で、歳入、歳出ですね、111億6,000万円という本格的な予算となったわけでありまして、前日からの審議でですね、たくさんの議員さんからも、いろいろな角度で質問がございましたので、なるべく重複しないような形で、私の所管以外のわからない点や疑問点につきまして何点か質問をさせていただきます。まず、最初に23ページの高齢者福祉費の一般経費、社会福祉協議会の方の補助金の48万9,000円でございますけれども、これは説明を聞きましたところ、ヘルパーの養成研修支援事業だということで、昨年からでしたですかね、一昨年からですか、社協さんに委託をされて行われている事業でありますけれども、本年は1市2町で30名の方が受講されるというぐあいにお伺いしておるんですけれども、一昨年からといいますと、従来は町の方でやっておられたんですか、社協さんの方でお願いしているわけですが、受講者が今回30人ということをお伺いしておりますけれ

ども、延べ何人ぐらい受講されたのか、まず、その点についてお伺いをいたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま議員のご質問に対して、お答えをしたいというように思っております。

ことしで3回目ということになりまして、これにつきましては、社会福祉協議会の方に委託をしまして1市2町で実施をしております。一昨年につきましては、36名、昨年が36名ということで、2年続けて36名のヘルパーの養成ができました。ことしにつきましても一応、予定としましては30名の予定をしております、そのうち、与謝野町では30名のうち13名の与謝野町、12名が宮津市、5名が伊根町ということで計画をいたしております、その人数によります持ち分が、ここに計上させていただいております48万9,000円ということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） このヘルパーの養成研修事業を受けられると、ヘルパーの資格があると思うんですけども、各段階があると思うんですけども、確実に資格が取得できるのかどうか、その点についてお伺いします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） このヘルパーの研修事業につきましては、2級ヘルパー研修事業でございます。したがって、受けていただきました方につきましては、全時間130時間ぐらいの講義と実務といただかなければなりませんけれども、この講義を受けていただきますと、全員、ヘルパー資格は取っていただくこととなります。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） そうしますと、過去3年間やられておられて100数名の方が受講されているということは、100数名の方は2級のヘルパー資格を持っておられるということですね。はい、わかりました。

それで、私、一般質問の中でもちょっと申しましたんですけども、受講ギャップと申しますか、資格を持っておられる方がおられるんですけども、結構、なかなか職についていないというケースがあると思うんですけども、その辺、なかなか難しいと思うんですけども、追跡調査みたいな形で何か調査をされていますでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ここが議員さんご指摘の大変重要なところなんです、実は。それで昨年も報告させていただきました一昨年分の36名については、約半数の方が就職をされていますよという報告を議会の中でさせていただいたという経過がございます。昨年、実施して、ヘルパー研修で資格を取っていただきました36名の方につきましては、社会福祉協議会の方が、ことしの3月末で往復はがきによる照会をさせていただいております。この中、今、言いましたように36名中、27名から回答がございまして、そのうち就業に結びついておられる方が12名、今、就活中という方が10名、それから、実際に資格を取って、そのまま家事などをされている方が5名ということで、この昨年、取っていただきました36名のうち、いいますと12名の方が就業についていただいていると、このような状況で、まだ、資格を持っておられても就活中なり、未就活の方についてが多いという状況になっております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 私はね、調べた中では就職をされる部分では、どうしても介護施設、こういう施設には就職が、かなり応募者があると。しかしながら、家庭訪問の介護になると、なかなかちょっとやっぱりメンタルな部分があるんでしょう。なかなか、やったけれども、すぐやめられたとか。いろいろなケースがあるみたいなんです。私そこで一つ思うのはですね、この養成研修事業ですね、これは限られたというか、規定のカリキュラムだと思うんですけども、要するにもうちょっとメンタルな部分の教育といいますか、介護にかかわる仕事をすれば、こういうかなりプレッシャーなところがあるんですよとかいうような形で、もう少しそういう事業も組み込んでいただければですね、もう少し定着率が高まるんじゃないかなというぐあいに思ったりもするんですけども、その点はいかがですか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この研修につきましては、国で決められたカリキュラム等によって進められるわけなんですけど、今、ご指摘がありましたように、そういった説明なり、講義の中で、そういったメンタル面についても若干、町の方も講師で、私も2年間で講師で一分野3時間の講義を持たせていただいているんですけど、そういった中で報告なり、周知させていただけるところがあるんじゃないかなというように思っておりますし。また、ことしはどういった講師さんが選定されるかわかりませんが、社会福祉協議会の方に今、議員さんからご指摘があったようなことについてもカリキュラムの中に入れてほしいということ言えば、これは可能になるというように思いますので、今、ご指摘の分については今年度の研修内容の中には対応させていただくように社会福祉協議会の方にも申し伝えたいというように思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） せっかくそうした資格を持っておられる方が就職をなかなかしないというか、できないといいますか、先ほど言った手元に持っている資料でも当町の六つの事業所ありますよね、丹後福祉応援団から始まって、与謝野町の社会福祉協議会もありましょうし、六つの事業所で2010年の6月で常勤、非常勤含めて56名の方がお勤めになっているというぐあいにお聞きをしております。ざっとの数字で申しわけないんですけども、有資格者が2級だけでも100何人おられるということですから、もう少し働く場所が快適な場所になって、皆さん方が気持ちよく、この介護の仕事につけるというような動機づけというか、そういう訓練を、ぜひお願いしたいなというぐあいに思っております。

続きまして、31ページの地域医療の体制の拡充事業、これも私、所管外ですのでちょっとお聞きをしますけれども、昨日、多田議員の方からもちょっとご質問がございましたけれども、これは緊急雇用対策という位置づけだそうでございますけれども、この事業が緊急に当たるのかどうか、まず、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員のご質問にお答えいたします。きのうの答弁でも少し触れさせていただきましたが、雇用対策事業の中の一つのメニューとして、喫緊事業のメニューとして緊急雇用創出事業の中から、外出しする形で医療を含めました六つの重点分野、雇用創造事業というメニューが組み込まれました。その中で取り組まさせていただいているということをご理解いただきたいという

ふうに思います。

議 長（井田義之） 谷口議員。

- 1 7 番（谷口忠弘） ちょっと今の答弁では納得が、どうもできませんね。私の思いとしては、私というよりも普通一般の方が思うのはですね、緊急というのは、どうしても、この場合、雇用ですから、仕事がなく困っている。どこかに働き口がないかなというようなこととかですね、一般の方はですね。また、受け入れる側としては、お金ですね、求人をしたいけれども資金が足りないと、何とかしてほしいと、こういったものが緊急ではないかなというぐあいに思うんですけども、もう1回伺いますけれども、この点についていかがお思いですか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。昨日の多田議員の中で3年間というような話を、緊急というくりでお話をさせていただきましたが、今、答弁もさせていただきましたとおり、これは確かに緊急対策の事業費の中に含まれておりますけれども、特別枠ということで重点項目、特に、この六つと、六つの分野といいますのは具体的に申し上げますと介護、医療、農林、環境、観光、地域社会雇用の6分野ということになっておりまして、その中で雇用が創出できる部分を委託という形で特別枠でさせていただくと、そして、きのうも申し上げましたけれども、確かに今回は1年切りということでございますので、今からですと、7月からいきますと9カ月の雇用ということになります。それぞれの委託先が、その方々を、いわゆる安定した雇用環境に位置づけていただけるようなことも含めてお願いするというところでございますので、緊急対策ということではなくて、安定雇用を図っていくという、一つの特別枠としてご理解がいただければというふうに思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

- 1 7 番（谷口忠弘） これは僕、単的に申しますとね、人件費の補助ですよ。もし雇われておられるというのは、この場合は開業医さんというふうになるんでしょうけれども、この方々がですね、お金がないから人を雇えないというようなことは、当然思っておられないと思うんですね。だから、自給ギャップからしてもですね、これはちょっといささか何か上乘せになってやっているというような感じがして仕方ないんですけども、我々中小企業の零細業者はですね、私も含めてそうですけれども、明日、従業員に支払う給料のお金がないとかですね、問屋さんやメーカーさんには当然、支払わなければいけませんから、仕入れ代金を払うのに非常に苦勞をしているとか、そういう喫緊のですね、大変苦勞して資金繰りをしているというような状況の中で従業員さんを雇いたいけど雇えないと、こういうようなケースがよくあると思うんですね。こういう場合は、やはりいくばくかの援助をしてあげれば良いと思うんですけども、それも私、雇用奨励助成金の中でやかましく言っているんですけども、当然そういうところに目を向けるべきではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 雇用対策にかかわりますいろんなご意見等につきましては、谷口議員の方からもアドバイスをいただいております。確かに国の制度に乗った形での地域の支援にとどまっておりますので、それをさらに広めていくための、例えばパートさんだとか、そういう方への就労安定支援ということもメニューとしては当然、考えられるわけですけども、その部分につ

いて、もう一つ一歩足を踏み出すことについていかがなものかなというところについては、議論の範囲には入っておりますけれども、もう一つ足が踏み出せていないというのが現状でございます。検討しますということになりますと、検討するということは、しないということになるというようなことも言われてますけれども、いろんな角度から緊急、この経済対策のメニューとしては一考ということあるんですが、財源的な問題も含め、十分慎重に検討しなければならない分野だというふうに思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 納得はできませんけれども、私は緊急医療態勢の拡充とか充実を図るのには、私としては、やはり看護師になるための費用とか、資格に何か補助をして上げるとか、そういう形の方が望ましいのではないかなというぐあいに思っております。いささか、この事業は何かちょっと、疑問をぶつけざるを得ないというような事業ではないかなというぐあいに思っております。

続きまして、時間があんまりありませんので、もう1点、教育振興費の一般経費の43ページの委託料ですね。ICT活用の支援員派遣委託料377万7,000円、資料によりますと6カ月掛ける59万9,500円掛ける税というぐあいになっておりましたけれども、この59万9,500円というのは、旅費とか宿泊費とか、そういうたぐいのものだろうと思うんですけども、ちょっとこれ59万9,500円の中身を聞かせてください。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 昨日、浪江議員からも、この部分についてご指摘等があったと思いますが、支援員の関係でございます59万9,500円ということで、2名の体制を考えております。このICT支援員といいますと、私ども今、考えていますのは業者に委託をし、2名の支援員を派遣していただくというようなことでございます。その2名で旅費というんですか、交通費も含めた額で、この2名の配置ということでございます。2名体制で月、学校に2回行っていただくというような内容でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 私はね、この電子黒板なるものが、確かに複雑なものではあると思うんですけども、これは単なる一つのツールでありますよね。普通、テレビは皆さんもよくわかっておられると思うんで、問題ないと思うんですけども、普通、買ったらすね、その使い方ありますとか、使うノウハウとかですね、そういうものが、メーカーなり業者が教えてくれるのではないかなと思うんですよ。よしんばわからないとしても、わからないとしても、ここまで業者を派遣してまで、一つのこんなツールに、こんな多額の377万7,000円もかける必要が、どこにあるのかなと、私は疑問に思ってます。その点どうなんですか、高価なものですから、そういったものはメーカーや納入業者から何もないんですか、そういうことは。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 当然、業者からも、受け入れた業者からも研修等があります。それは2回程度という形になっておりますので、なかなか2回程度では教職員の理解ができないことになっていきます。教職員のレベルアップというんですか、そういう活用について半年を限定にして研修というんですか、指導、補助をしていただくというのが、このねらいでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。時間がないのでまとめてください。

17番（谷口忠弘） はい、こういう機材がですね、もし納入されて、メーカーから、そういう指導があって、もちろん学校の先生はおられるわけですから聞いておられると思うんですね。何も業者に任せて研修へ行ってもらうなんていう必要が、とてもないように思うんですけども、あるとしましたら、私は学校の先生に近畿地方のどこかの学校にも必ず納入されておると思うんですね、近隣の学校、そこへ行っていていただいて、日帰りで行っていただいて勉強して帰ってきてもらおうと、そういうことで、ことが足りるんじゃないですか。どうです、それは。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） そういったこともある学校については可能でしょうけれども、なかなか多数の教職員ですので、なかなか理解がしていただけなということで、事業を含めて、そういった指導をしていただくというのが、このねらいでございます。

17番（谷口忠弘） 終わります。時間になりましたので。

議長（井田敏之） ほかに質疑ありませんか。

5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） 議長に指摘も受けましたので、予算の範囲の質問に傾注したいと思います。デジタル防災行政無線設備工事43ページ、消防費、災害対策費2億3,977万円です。新規の、この工事についての質問をしたいと思います。提案説明では全体事業は22年度から24年度の3年間で整備するというので、全体の予算規模は5億円弱になるというようなことも聞いておりますが、事業内容について担当課長の説明をお願いしたいと思います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。このデジタル防災行政無線の全体の計画でございます。本年度2億3,977万6,000円の工事費を計上させていただいている補正予算になっております。本年度につきましては、親局、これは本庁の庁舎でございますけれども、それから中継局、再送信局、それから、加悦地域の子局ですね、これらの整備を本年度にやりまして、次年度につきましては順番に野田川、それから、岩滝といったふうな順番で整備を、子局の整備をしていくというものでございます。これにつきましては、もうご承知のことだと思いますけれども、アナログ波の使用が、もう平成28年ということもありまして、デジタルの防災行政無線に切りかえていくということの計画でございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5番（塩見 晋） アナログ波が28年度までしか使えないということで、整理をしていくんだという説明でしたが、それだけのことでやられるのでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） このデジタル防災行政無線につきましては、たしか私の記憶では合併協議会からの、いわゆる3町の行政無線の統一化ということが大きなテーマにあったと思います。それぞれ今、加悦ではCATVをやっておりますので、防災行政無線の屋外の子局がありません。それから、もう岩滝、加悦につきましても、それぞれやっておりますけれども、連動の問題がございます。そういったことも含めまして統一的に与謝野町として防災行政無線を、今、アナログということも申し上げましたですけれども、方針として統一した、連動した防災行政無線をつくって

くということで、こういった計画を実施に向けてさせていただいておるところでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 大まかの背景というのは、少しわかってきたのですが、実際に私は旧野田川の部分の、この防災無線のことしか、あまりよくわからないのですが、どういう工事というんですか、具体的にある程度、計画ができていたのでしたら、知らせてほしいというふうに思います、内容について。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員のご質問にお答えしたいと思います。今、私、親局とか申しましたですけども、デジタルの防災行政無線の親局といいますのは、いわゆる岩滝の庁舎に大きな、その施設をつくりまして、中継局といいますのは、双峰に中継局を出します。双峰って大山の、今あそこへ、あそこへなぜ中継局を持ってくるかといいますと、あそこは一番電波を送信するのに、カバーできるのに一番広い範囲を持っております。それから、次に再送信局というのを滝の畠中神社ですか、それとわくばるに持ってしております。これにつきましては、わくばるにつきましては香河と石川ですか、石川がやっぱり双峰からではカバーできないということがありまして、あそこに再送信局を持ってきております。それから、畠中神社といいますのは、奥滝に向けた範囲をカバーするといったことで、この再送信局を設けました。それから、子局でございます。子局につきましては、それぞれ加悦にはございません。加悦にはCATVの音声告知放送でのみやっておりますので、したがって、野田川にありますパンザマストの、今ではパンザマストですけども、そういった子局を立てていかなければならないことになります。それから、岩滝地域につきましては、本局から、親局から全体がカバーできますので中継局も再送信局も持ちません。その後は、今、岩滝にあります、それから野田川にあります子局を更新といいますか、全部入れかえていきたいというふうに考えております。その岩滝や野田川につきましても、もう大体30年ぐらい経過いたしております。こういったことで、それらも含めて全部やりかえていきたいということで、システムの、それからハードの設備ということで、そういう計画になっております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いろんな中継局をつくったりして、全町に電波が届いて子局から放送をするという、スピーカーから、方式であるように伺ったわけですが、この端末の音を出すスピーカーの位置ですね、これ野田川の場合は割に聞き取りにくい地域があったりしまして、そういう部分についてはいろいろ今後、再調査するというんですか、そういう部分で考えていかれるつもりなのか、今あるところで、よしとされるつもりなのか、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員のご質問にお答えしたいと思います。今の計画では一応、今あるところに更新をお願いをしていくという計画になっております。これにつきましては、まだ、特に聞きにくいとかいう特別の事情というものが、また、今後、進めていく中である場合は、また、検討もさせてもらわなければならないかというふうに考えております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、ソフトの面に移ってお尋ねしますが、運用の方法ですね、このFM告

知ですね、今、できています光ファイバー網との関連ですね、内容については全然違う部分でやられるのか。それとも災害のときだけ使う方向で考えておられるのか、災害というか非常時、そういう部分については、どういうふうに考えておられますか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。6月1日からなんですけれども、現在、通常の、町からのお知らせ放送、拡張地域、いわゆる岩滝と野田川地域につきましては、FM告知のみにさせていただいております。防災行政無線を使う放送ということにつきましては、災害ですとか、有害鳥獣ですとか、そういった人命に関係のあることというようなことで限定をさせていただいております。防災行政無線とFM告知との連携ということでございますけれども、防災行政無線がすべて整理をされますと、まず、今までどおり通常の町からのお知らせ放送、これについてはFM告知だけにさせていただきたいというふうに思っております。いわゆる災害ですとか、先ほど申し上げました人命にかかわることにつきましては、防災行政無線とFM告知の併用でやらせていただきたいというふうに思っております。

そこで今、FM告知、それから防災行政無線、これ両方、放送しようと思いますと、2回の吹き込みが必要でございます。いわゆる防災行政無線に吹き込むということと、FM告知に吹き込むと、この2回の操作が必要なんでございますけれども、この防災行政無線が完成いたしますと、防災行政無線の方に、いわゆる吹き込みますと、それがFM告知と連動すると、こういう仕組みになりますので、災害ですとか、そういったときには連動をした運用を考えたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それはすべての工事が済む2年後ですか、3年後ですか、ということになると思うので、それまでは今の方法の併用ということもあるというふうに思うんですが、本庁、親局を本庁に置くということで、すべての放送については全部本庁でやると、こういうことでね、再度。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。すべて防災行政無線が完成いたしますと三つの庁舎が現在あるわけですから、どこからでも吹き込みが可能だということになろうかと思えます。

そして、今、三つ庁舎があるわけございまして、地域地域での異なる放送もあるわけです。例えば、岩滝でいきますと葬儀の放送がありますね。ほかの2庁舎ではないと。その統一的なお知らせもあるわけですし、それから、地域地域での放送もあるわけです。ですから、現在のところはFM告知なんかも、今、一斉放送、拡張地域だけですけれども、野田川と岩滝、それはどちらからでも吹き込めるようになっていきます。それから、なっておるんですけれども、その地域地域の放送がございまして、現在は地域振興課の方で、それぞれ吹き込みをさせていただいておるというふうな状況でございます。

来年3月に加悦地域もFM告知がすべて完成するわけですので、これを統一的にどのように運用していくかということについて現在、検討させていただいておるということでございます。

議長（井田義之） 塩見議員の質問の途中ですが、暫時休憩したいと思います。

10時55分まで休憩します。

（休憩 午前10時38分）

(再開 午前10時55分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、一般会計補正予算(第1号)の質疑を続けます。
塩見議員。

5番(塩見 晋) 引き続き質問をさせていただきます。先ほど3カ所から情報が発信できるということをお聞きしたんですが、市町村の防災用無線の場合は、第3級の陸上特殊無線技師以上の資格が要ることになっておりますが、その要員は既に配置できているのか。また、それぞれの子局が運用するときには、そういう状況にきちんと持っていきえるようになっているのかということについてお尋ねします。

議長(井田義之) 奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) 議員のご質問にお答えしたいと思います。今、言われましたように資格の問題でございます。現在、18人の職員が第2級の陸上特殊無線技師の資格を持っております。今後、この事業で、この18人で足りていくのかということは、今後、補充が必要ならば、そういった対応ということを進めていかなければならないというふうに考えておりますけれども、今のところ18人の計画ではおまして、それでやっていくということでございます。

議長(井田義之) 塩見議員。

5番(塩見 晋) 災害時のときのことを想定してみますと、停電、それから、設備の倒壊とか破壊とか、いろいろなことが想定されると思うんですが、一番身近に感じられるのか停電ということですが、親局、子局、それから、各地にあるスピーカーの、それを子局というんですか、端末局というんですか、ちょっとそこはわからないんですけども、そういう部分に対する停電の対応というのはどういうふうになっていますか。

議長(井田義之) 奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) ご質問にお答えしたいと思います。最近はどのような施設につきましても無停電設備というのを取りつけます。この加悦庁舎の関係でいいましたら48時間というような無停電設備がされております。そういったことで当然、無停電設備の配備はしていかなければならないというふうに考えております。

議長(井田義之) 塩見議員。

5番(塩見 晋) 先ほどお尋ねした中で、いわゆる端末局というんですか、一番スピーカーのあるパンザマストのところから電波とか音声が出ていく、その部分については、どういうふうになっているかということがちょっと聞けなかったので、再度お願いします。

議長(井田義之) 奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) ご質問にお答えします。子局といいますのは、そこへトランペットスピーカーですか、それをつけて放送していくということになると思います。

5番(塩見 晋) それの停電対策を聞いておるんです。

総務課長(奥野 稔) それは当然、今でも無停電の対策はされているようでございまして、当然それも電気が消えたら放送がとまるということもありますので、無停電設備は配備していかなければならないと思っております。

議長(井田義之) 塩見議員。

5番(塩見 晋) 肝心なところから音声が出てこなければ何なりませんので、そこら辺の対応は

ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、野田川地区では今のアナログ放送が聞きにくい家庭については、町のあつせんで端末の放送が家庭でも聞けるように、それぞれ購入された家庭があるわけですが、そういう家庭の端末機は、もう使えなくなると思ふんですが、そういう部分について町はどういうふうにお考えをおられるかということをお尋ねします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員のご質問にお答えしたいと思います。今度、CATVの関係でFM告知を普及させていたく、配備していくということになっております。今後、岩滝地域と野田川地域につきましては、戸別受信機が各家庭にあります。それらを回収して行って廃棄物として処理をしていきたいというふうにお考えしております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今、回収してやっていくということで、それは町が回収するというわけで、各個々の家庭で処分をするということではないということですね。そうであれば、きちんと今のうちからそういうことも町民の方に知っておいていただかないとぐあいが悪いと思ふんですが、もう一度、そこら辺をはっきりお願ひします。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。これは旧3町すべてに共通することでございまして、いわゆる加悦地域も、今後、FM告知をつけます。したがいまして、今までつけてあった音声告知放送ですか、それが不要になるわけです。ですから、処分料については町で予算計上したいというふうにお思ひしております。ただ、ご協力いただきたいことは、そのいわゆる不要となった戸別受信機ですとか、それから音声告知機ですね、それらについては役場の方まで、ひとつ持ってきていただけたらどうかというふうにお思ひしております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それから、そういう部分でまた、その部分の広報もしていただきたいというふうにお思ひます。与謝野町の防災計画を熟知もしておりませんが、あまりよくわかりませんが、わからん部分があるんですが、災害時の実動ということについては、やはり住民に対して安全な避難誘導や正確な避難場所の提供など、非常に重要かと思ひますので、そういう部分についても遺漏なきように、いろいろ今のうちから検討して考えておいていただきたいと、このようにお思ひます。

それから、質問を変えます。19ページの地域情報化基盤整備です。きのうもちょっと質問をさせてもらったんですが、その中で大方、工事そのものは済んでいるんですが、テレビとかネットの屋内工事ですね、各家庭の、その部分については地域の方から、民の民間同士の取引なんで、あまりそこに行政はとやかくは言えないと思ふんですが、同じような工事であるのに、あまりにも値段の差があるというふうなことを、よく耳にしまして、テレビについては1万8,000円でしたか、1万9,000円でしたか、大体こちら辺が平均的な金額だろうというような部分も打ち出されたようです。けども、いわゆるネットの部分については全く、確かに、それぞれのルーターの違いもあり、いろんな部分があると思ひますけれども、あまり業者さんによって、同じような工事であるのに値段の格差があるということは業者さんも、どちらかというとおまえところは高い、安いということをお言われましようし、家庭にとっても、前回は聞きましたけれども、

変更できんのかというようなことも聞いたりしましたけれども、そういう部分で、いろんな思いが、後に残ったりもしますので、そういう部分で、もう少し考えた部分がなかったかなというようなことを、私、思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。塩見議員ご指摘のとおり、テレビにつきましては、町の方が補助金を交付するということがございましたので、VONUから裸配線で25メートル線を引っ張ってテレビ1台の工事をするならば、これぐらいだろうという金額を出して1万8,000円という補助金の上限額を決めさせていただいたということでございます。それはあくまでも目安でございまして、テレビ1台につきということでございます。ですから、2台、3台、4台になってまいりますと、それよりは高くなるでしょうし、それから、確かにそういう標準的な工事費を出してほしいというような希望もありましたし、どうしようかなというところもあったわけでございますけれども、やはり町の方で、これぐらいの金額だということになってきますと、それがひとり歩きしてまいります。いわゆる、この金額だという話になってきますと、それを決めたりしますと、かえって独占禁止法、この法律に触れるというようなこともございます。それから業者さんの方で統一と、これも独占禁止法の絡みが出てくるということでございます。

ですから、うちの方からお願いいたしましたのは、必ず事前に発注された方とお店の方と幾らぐらいかかるんだという話をしてから、やっていただくようにというお願いはしておったんですけども、確かに、そういうお話はうちの方にも入ってきております。ただ、うちといたしましては、1件、1件、家の形も違うように、工事の手法も変わってまいりますので、それが高い安いということにつきましては、ちょっと論評ができないということでお許しがいただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 価格の問題については、やはり民間の業者と個人の問題ですので、あまり深く幾らかということには入っていきにくい部分はあるかと思いますが、そういう思いの方も結構、耳の方に入ってきておるということをお伝えしておくことで終わりにしたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はございませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） それでは2回目の質問をいたします。まず、参考資料としていただいています22年度の予算概要ですね、これに基づきまして質問をさせていただきます。19ページにペレットボイラーが書かれてあります。これが1億円ということで23年から25年の計画の中に含まれていますが、この内容についてお聞きします。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。参考資料19ページに町が行います、平成22年度の主要な事業を上げております中で、経営構造対策事業（木ペレ）と書いております。自然循環農業を推進するための施設改良（木質ペレットボイラー）の導入検討ということでございます。これにつきましては、かねてから検討をしておるわけですが、加悦奥にございます、まめっこ肥料

の製造工場に大変たくさんの重油をたいて、その熱量で肥料を製造しているということでございまして、これを何とか木質ペレットを活用するボイラーで、自然に優しい形で製造ができないだろうかということを検討していくことを、この平成22年度に上げさせていただいております。コスト的な面、それから、それを導入するとした場合の課題などを検討させていただきまして、一応、事業費的には約1億円を上げておりますけれども、多額の事業費でもございますし、非常に課題も大きいということがだんだんわかってきておりますので、現在のところは導入を決定するというような状況に至っているものではございません。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） その上に色彩選別機の導入ということで書かれています。この内容についてもお聞きします。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。同じページ、19ページの先ほどの項目の上ですけれども、同じく経営構造対策事業（色選）というふうに書いてございまして、自然循環農業を推進するための施設建設（色彩選別機）の導入検討ということで、平成22年度に導入を検討するというふうに書かせていただいております。これにつきましては、検討するのは22年度という意味でございまして、それで、これにつきましては、内容としましては、現在、お米の産地でございまして、品質のよい丹後産コシヒカリをつくっていくために、夏に、いわゆる共同防除を行って、簡単に言いますとカメムシなどの防虫害をなくしていく、そのことで黒くなった斑点米をなくすことで品質を上げていくということを目的に共同防除を行っておられます。これにつきましては、いわゆる農薬を使うわけですので、できれば、それを将来的には負荷のない形でやっていきたいということから、ライスセンターに色彩選別機を導入して、そして、色で機械が峻別して、エアで飛ばして斑点米をなくしていくと、簡単に言いますと、そういう形の設備を導入を検討していきたいということで上げさせていただいております。これにつきましては、これも事業費6,600万円余りを上げさせていただいておりますように、多額の事業費になります。したがって、慎重に検討していかなければならないということから、ことしに入りまして農家に約100人程度アンケート等を実施をさせていただきましたが、自然に優しい農業をしていくということについては、90何%の方々が、それはいいことだというふうにおっしゃっていただいておりますけれども、色彩選別機に防除を切りかえていくということについては、それには半数に満たない方の同調しかなかったところでもございまして、まだまだ、議論の余地があるというふうな現状としては思っております。したがいまして、来年度、導入を、これも決定をしたという状況には今のところございません。少し長いサイクルで農家の方々と協議をさせていただくべきことではないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 実施計画の中で冷凍米飯、今、指摘した問題、それから、今、言われたヘリコプターによる防除については、毎年、予算を減らしていく計画で議会へ出させていただいております。とりわけ冷凍米飯の第2工場というのは、質問ありましたが、私も、これはちょっと大いに問題があるというふうに思っていますし、それから、今、言いましたペレットストーブについては、これはやはりやるべきだと思いますが、ただ、これだけの予算が必要なやり方でない形が、私は

できるというふうに思っております。しかし、この色彩選別機というのは、これはやはり、これぐらい予算が要るだろうと思うんですが、これは必ずやっていただく必要があるだろうというふうに思っておりますので、その質問をさせていただきます。

当町の、いわゆる農業、基本に今、言われましたような有機、あるいは安全な米づくりということに、かなり力を入れていただいております。京都府が、この3月から人と環境に優しい農業推進プラン、これを発表して取り組みを始めました。この中にも当町の、この京の豆っこ米と南丹市のレンゲ米だけが例として挙っているわけですね。それだけ京都府下でも先進の取り組みをされているというふうに思っています。この環境に優しいというのは、いわゆる無農薬を推進するという立場なんです。しかし、この中にはヘリコプター防除のことは何も書いてないんですね。京都府では、このヘリコプターによる農薬散布についてはね今、どういう状況になっていますか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。ずっと以前は、もっと大きなヘリコプターが空を飛びまして、何十年も前ですけれども、防除をしていたということが一たん廃止をされて、京都府の中では、それができない状況になったということですが、何年前か前に、合併よりもっと前ですけれども、無線ヘリコプター、無線機で操縦する小型ヘリコプターによる防除については、申請をして許可を受ければできることになっております。したがって、これはいろんな側面がございまして、従来の農家の方々が行っておられたナイアガラ方式の共同防除では盆前の一番暑い時期に大勢がかかって、非常に重労働を強いられるということもあり、いたしまして、合併前から野田川、加悦域においては無線ヘリコプターによってやる方法を推進をしてきております。現在でも新町になりまして、一定の補助金を出ささせていただきますながら、それに切りかえていこうという考え方をしてきております。しかし、近年になりまして、やはり農薬はできるだけ使わない、完全無農薬というのはなかなか難しいんですけれども、減農薬で、しかも、もちろん法律に基づいた農薬は規定の枠内で使用するというのを踏まえてやっていくということで、できるだけ、こういう時代になってきましたので、そういった農薬を使った共同防除という概念から色彩選別機を導入した良品米の生産というものにだんだんと今後は移行をしていく、そういう基本的な考え方を持たなければならないのではないというふうに考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、言われたように人と環境に優しいという、この京都府のプランですけれども、現実に前よりは少ないにしても、その無線のヘリコプターで農薬散布した後に被害が出ているという声がやはり生まれて、いわゆる逃げている方があって、その対応もしていただいております。当然、こういう中にも、こういうこともですね、そういうことがあるわけで、入れていただく必要があるだろうと思います。大変これは、これも続いて実行計画だとか、いろんな物すごく詳しい作物の種類によって、どういうことをすれば農薬を減らせるかという、ものすごく詳しくつくられているわけですね。これはやはりヘリコプター防除も、ぜひ含めていただくように、ぜひ言っていただきたいというように思います。

それで、そういう意味で、今、まだ理解というふうに言われましたが、これはぜひ、やっぱり体に影響することですので、そして、当初は前に一般質問をしたときには、当初はやらなければ無

理だという話でしたが、今言われたように、あぜの適切な草刈りと色彩選別機で対応できるというのが全国で始まっているということで、ぜひそれは計画どおり、それについては実行していただきたいと思いますが、これ課長でいいのでしょうか、町長でしょうか。よろしくお願いします。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。色彩選別機による良品質米の生産ということに向けて今後はできるだけ努力をしていきたいというふうに思っております。しかしながら、やはり農家の理解があってからそこできるとございませぬ。農家の方々は、ご自分で設備投資をされて、すべての機械をお持ちの方もございませぬし、したがって、農協に、そういった調整、乾燥調整等を依頼される方ばかりではない、ご自分でやられる投資も過去にしておられる方も大勢おられます。そういったこともございませぬので、これはあせって拙速にするのではなくて、十分な議論の末に、そのような形に持っていきけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 人と環境に優しいという問題で、もう1点お聞きしたいのが、除草剤の問題です。お聞きしましたら、役場の周辺でも、役場が使っておるという意味で言われたのだと思うんですが、除草剤が使われているということをお聞きしましたが、そういう実態がありますでしょうか。

議長（井田義之） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） 議員さんの質問にお答えしたいと思います。多分、加悦庁舎のことを言われているのかちょっとわからんですけれども、加悦庁舎の周辺の草ですね、これを管理するために年に一度、除草剤をまかせていただいているという事実はございませぬ。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今、商店で売られている、非常に効果のある除草剤というのは有機燐が含まれているわけですね。これは非常に人と環境に被害を及ぼすということになっています。私はまず、役場自身が、こういうものは使わないということはもちろん、町民に対しても、こういうことの啓発ですね、これはやはりやるべき立場にあるのではないかと、実際、よその市町では、こういうことをやられている町もあるわけですね。やはり農業だけではなくて環境全体に対して、こういう立場で取り組む必要があると思いますが、これはどちらになるのか、ご答弁を担当課、お願いします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 考え方としては、そうした方向というのは正しい方向であろうかというふうに思いますけれども、それらについて啓発をしていくということはやぶさかではございませぬ。ただ、それぞれの思いの中で、きちんと一定の基準を持って販売されているものでございませぬし、そうしたのを極力使わないように、みんなで環境を守っていきましようという、そういう啓発はできるとは思いますけれども、強制ということにはなかなかならないというふうに思っております。そういう意味で、そうした機運を全体で、あらゆる分野で高めていくような啓発については、全庁的な取り組みの中で考えさせていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういう無農薬、そして化学肥料を使わない、あるいは、ほかの面でも環境に取り組んでいただいております町民の方々、一生懸命頑張っておられる方がいるわけですが、そういう

方が役場で除草剤が使われておるところを見て、どういう思いをされるのかと。それは大体、理解していただけると思うんですね。少なくとも役場は、直ちにやめていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（井田義之） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） お答えをいたしたいと思います。そういう町民の皆さんの思いがあるということで、大変申しわけなく思っております。加悦庁舎、その除草するための除草剤の使用というのは控えさせていただきたいというふうに思っています。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） よろしくお願ひします。

続きまして、31ページの、先ほども質問がありました地域緊急雇用の問題での地域医療体制の委託、これは一般会計補正の方の31ページですが、これについてお聞きします。

先ほどから重点6分野というふうに言われています。いわゆる、こういう取り組みは、私はほかの制度もそうですが、こういう、できることがあれば積極的にどんどん受けて取り組むことが、この地域の雇用を少しでもふやすということにつながるというふうに思います。そういう点で6分野の取り組み、この取り組みは、これ以上はふやせないのか、この制度の内容はどうなっているのでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。基本的に、この制度につきましては京都府の基金を活用して行っていく事業でございますので、いわゆるこちらの方から申請主義ということになっております。流れといたしましては、緊急雇用対策と同じ形で関係課の方にいろんな分を出していただくということでございます。そういった中で、今回は特別枠で6分野ということでございます。この6分野の中には、さらに、これ国全体の中の考え方でございますけれども、また、4分野を模索したいというような京都府自身の考え方もあるようでございますので、ただ、この辺につきましては、いろんなメニューを見ながら検討されるというようなことも聞いておまして、6月補正での対応ということになりますので、現在、申請が上がっている部分についての6分野について一定の交付決定等については内諾を受けておりますけれども、ほかに、この分野がふえていくという可能性はありますが、具体的にどの分野がふえていくかということについては、ちょっと現在のところは入手をしていない状況でございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） この1,125万円、今回、補正で取り組んでいただくんですが、これは、この6分野でもっと申請すれば、ふやせる制度なのかどうかということをお聞きしたいんですよ。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。申請は、先ほど言いましたように京都府の決定が要りますので、申請をすることについてはやぶさかではございません。それを認定していただけるかどうかについてはわかりませんが、前向きに検討はいただけたと思います。ただし、4月に申請をしまして、現在、スタートするのが7月からという、9カ月間ということでございますので、ほかの分野を今から調整するということになると、また、1年限りの事業でございますので、12分の5になったり、さらには12分の4になる可能性がありますので、そのあたりもかんが

みながら調整は図っていかなければなりませんけれども、そんな形で取り組むことは取り組めるということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 京都府が直接、これをやっています、始めましたよね。その場合は半年、6カ月ということで始まっています。それはどうでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 基本的には6カ月、6カ月の延長ということで12分の12という形はとれるんですが、1年という限りの中で申請、先ほど言いました申請段階での残り月数という形でございますので、そのあたりをかんがみながら申請をしていかなければならないというものでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） こういう制度は、国、京都府は国の基準に基づいてしか実行できないと。町は府の基準に基づいてしか実行できないと、そこからはみ出すことはできないわけですね。だから、これをもっとよくしようと思うと府や国に、こういう制度が必要だと、与謝野町の実態から言えば、こういうこともやってほしいという声をどんどん上げていただきたいし、独自に予算を使って、先ほど弱いと言われましたが、ほかの分野で緊急に雇用をふやすために、かなりの金額を使ってやっていただいています。そのかにもできることがあるのなら、それはそれでもちろんやっていただきたいと思いますし、こういう制度の中身がよくないからやるべきではないじゃなくて、反対にふやせるのなら6分野全部できるように取り組んでいくべきではないかと思うんですね。

もう一つは、町がするべきものと京都府が直接府民に応募をして、今言われた、やっているものもあるわけです。こういう、両方の分野について事業所にもっと情報を流して事業所が取り組める援助をすること。これが必要ではないかと、そのことによって取り組める事業所がふえればふえるほど、短期間であっても雇用がふえる、しかもこれは正規雇用につなげるための技術を習得するための費用とかが含まれてきていますから、常時雇用につなげられる可能性があるわけですね。そういう取り組み方をすべきではと思いますが、いかがですか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 野村議員、ご指摘のとおりだというふうに思います。今後、どういう形で、この特別枠が継続されるか、否かちょっとわかりませんが、現在でもほかにふるさと雇用、それから緊急雇用というメニューがございますので、そういった部分はあと2年間、ことし入れて、あと1年ですが、2年間事業ができますので、そういった中で、もう少し創意工夫をして情報発信の中で、いろんなメニューをつくり上げていくということも非常に重要だというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 和田議員が一般質問で取り上げられた八尾市では、職員が直接個々の事業所に訪問して、その条法を得て、それをポータルサイトで流して仕事を受けやすくしたり、課題を直接把握されて対応されているわけですね。やはり与謝野町でも、そういう体制が条例をつくる中で、できる体制に変えていくということも必要だというふうに思っています。今は聞いている範囲では商工会を頼りにしながら、それはそれで大事ですが、直接、職員も、個々の企業を訪問し

ながらということではできるはずだし、する必要があると思いますが、それについてはいかがですか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。今、現状の状況を申し上げますと、生活実態調査、織物実態調査等を2年前に行いまして、その分析もあわせ、いろんな施策を講じております。さらには、もう少し細かい生活実態調査、事業者実態調査の、もう少しグレードの高い調査を商工会にお願いをいたしまして、企業周りをしておりますので、そこで現在、調査票をお配りして、そのまとめをしていきたいということで、また、それも今後の施策につなげる意味での大きな材料になるんじゃないかなというふうに期待をしているところでございます。

今、ご指摘の商工観光課、職員も含めて実態をとということでございますが、担当職員、いろいろ大変でございますけれども、そういうような部分につきましては、やはり積極的にやらなければならないというふうに思いますし、そういう役割を私ども担当者も必要ですが、その辺を代表して私どもが、課長クラスのみんが一つになって、そういう事業所との、いろんなキャッチボールをする必要が非常にあるというふうに思いますので、そういう方に努力をしていきたいというふうに思っています。

議 長（井田義之） 野村議員。もう終わりですよ。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（井田義之） 3番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 1点だけ町長に質問をいたしたいというふうに思います。以前から私、申し上げておったんですけれども、また、野村議員の方からもあったと思います。いわゆる事業費補助でいただくわけですね。何かを事業することによって50%なり75%の補助をいただいて、事業を行って、結局なかなかお金が、100万円の事業をしようと思うと、100万円のお金をつもりせないかと、75%をいただけるからといって全部材料費、あるいは業者に払っていかねばならない。いわゆる成果主義ということなんですけれども、それに対する貸し付けを、今回でもいろいろと補助金、載っております。お願いできないかということ補助金に対しての貸し付けですね、そういったお願いをしておったわけなんですけれども、例えば、地域振興基金、これは広域圏組合からもたしか2億円、臨時議会で地域振興基金に積み上げられたというふうに思っております。また、産業振興基金もあるわけでございます。そういった基金をためるだけではなく、運用すると、地域の振興のため、あるいは産業の振興のために運用をすると、そういったことを一つ考えていただきたいと、このように考えておるわけでございますが、町長いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今すぐお答えするということではできないと思いますが、それらの課題もあるというふうにもお聞きいたしております。それらを踏まえまして、せんだってから申し上げますように、やはり産業振興会議というものを立ち上げる中で、やはり今は産業振興基金にも積み上げましたけれども、それをどう使っていくか、どういうふうに生かしていくかということも含めて、やはりそういった振興会議の中で一定の方向性を決めていただいて、皆さんがある程度、納得する中で執行していくということをしていきたいというふうに思っております。いろんな形であったり、いろんな町がお支えできることもあるでしょうし、みずからもしていただかなきゃな

らないこともあるでしょうし、やはりそれらと与謝野町版の産業振興施策というものを、どうしていくかということも含めて、その会議の中で方向性を出していただいて、やっていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 産業振興会議ですか、これはまだできていないわけですね。これでは、なかなか先行きしませんし、ほかの議員の賛同も得ながら我々も今期では難しいでしょうけれども、9月に向けて勉強もしていきたいなというふうには考えておりますので、ぜひ、これは前向きに、やっぱり一つの発想をしていかなんだら、やっぱり地域をよくする、与謝野町をよくするということには、今までの行政の発想では、私はだめだと思っております。ひとつ前向きな回答をいただければというふうに思いますので、再度、ご答弁いただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今後の町政をしていく上での一つのご提案だというふうに思いますし、この今の議案の中で、これについてお答えするという立場にはないと思っておりますので、それらについては課題として十分論議を、庁舎内でも論議をさせていただきたいというふうに思います。ですから、今、この場でのお答えは控えさせていただきます。

3 番（有吉 正） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは2回目の質問に入らせていただきます。まず、27ページですね、多くの方の質問がありましたので、もう既に出ている項目になるかもわかりませんが、よろしく願いしたいと思っております。

これは住民課長にお尋ねをするわけですが、この宮津市の清掃工場の工事費の分担金が出ていますが、この1,623万7,000円、この改修の内訳について説明をしていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをさせていただきたいというふうに思います。今回、宮津市の清掃工場の改修にかかる分担金1,623万7,000円を補正させていただいております。通常ですと宮津市の清掃工場の負担につきましても、委託料の中で処理をしておりますが、今回は清掃工場の改修費を起債対象とするというために分担金で支出をさせていただくということです。

その内容につきましては、一つは1号炉、2号炉という二つの炉があります。そのうちの1号炉のガスの冷却棟の上部部分、ここが非常にひび割れがですね、外壁の板にひび割れが確認をされておるということと。中の耐熱材が非常に薄くなっておるということがありますので、崩落の危険性があるということで、今回、改修をさせていただくということで、これが2,850万円でございます。それともう一つは1号炉の火格子、要するに、ごみを送り出す格子状の装置があるんですが、その乾燥火格子という火格子があります。それも金属が摩耗によりまして、穴があいておるということで、割れて大きな穴になるという危険性があるということで改修をするということございまして、それが1,150万円ということございまして、合わせて約4,000万円ぐらいの改修費になるわけですが、それを各市町のごみの負担金の処理費用の算

出割合に基づきまして均等割10%、ごみ量割90%で積算をして、この負担金の額を算出をしておるといふことでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今、課長からお聞きしたわけですが、いわゆる1号炉のですね、上部と申しますか、いわゆる冷却棟の部分だと思ふわけですが、この関係から持ってみますとですね、ダオキシンの関係で、当初、約900度まで、あるいは900度を若干超えるところまで温度が上がってですね、それを250度まで落とすと、こういうふう記憶をしておりました。そして、さらにですね、200度まで強制的に温度を落としていくと、こういうふうな状況だったと思ふんですが、今回、これを直すことですね、次の部分に影響が出るということは考えられませんか。

議長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思ふます。1号炉、2号炉、順次改修をしております、2年前から改修をしております。今回の改修は3年目ということになるわけですが、下の部分から耐火レンガ等すべて改修をしておりますので、今回、その部分が済んで上の冷却棟の部分の改修をしていくということでございますので、大きな問題はないというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それとですね、先ほどの説明の中で、火格子についてのですね、改良工事の説明が課長から聞いたわけですが、これも燃焼室や、いわゆる燃焼火格子との関係があるわけですが、この部分でも全く影響は考えられないと、こういう理解でよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） 焼却に問題がないということかどうかということですか。

火格子なり、冷却棟の上部部分の改修につきましては、一番、ごみ量の少ない、季節でいきましたら11月ぐらいになると思ふますが、1号炉、2号炉ございますので、1号炉を停止した状態で稼働ができる時期、その時期に1炉をとめて改修をするということに対応をするということで、ごみ焼却につきましては、問題がないというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 現在もですね、宮津市にお世話になって、せんだって来も質疑がありまして、ほぼですね、契約年限がくるということで、新しいところを探すということになるだろうと思ふんですが、現在でも、この宮津市以外の車両はですね、ぐるっと遠回りをして搬入をしていると、こういう理解でよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思ふます。ご指摘のとおりでございます、町の方からも再三、改善は申し入れてはおりますが、宮津市以外の車両につきましては、栗田グラウンド側の方から侵入して、そちらの方に、また出ていくということで、現在も改善がされていないというのが実態でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、住民課長に続いてお願いしたいんですが、29ページですね、廃棄物処理場のですね、管理運営事業ということで、岩滝最終処分場の焼却炉の修理が出ております。この費用は450万円ですが、この修理の状況と申しますか、ここがいうことで改修が必要と、

このところをお願いできませんか。

議長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。岩滝の最終処分場内に設置をされております小型の焼却炉があるわけですが、これは平成14年に、当時の岩滝町が約7,000万円の事業費をかけて設置をされたものです。それで、木材関係だとか、それから紙、あるいはふとんみたいな、衣類みたいなもん、すべて焼却をしておられるということで、現在、月、水、金と週3日間、稼働をしております、非常に性能のいい焼却炉、小型焼却炉でございます。それが、このダイオキシン対策の関係で、焼却部分と、それからごみを押し込む部分が完全に分離をしなければならないというふうに法律が変わりました以降の設備でして、その押し込み、ごみを押し込んでいく部分のケーシングというところがあるんですが、そこが経年劣化で鉄板が腐食をしてくるということで、この鉄板につきましては、二重構造になっておまして、中に水が入っておって、熱い温度は、この水で冷却をしていくという構造になつておるわけですが、その水漏れがたびたび生じるという事態になりましたので、この部分をすべて製作し直すということで450万円の補正予算を計上させていただいたということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 当時ですね、非常にダイオキシンの関係が難しかったということで、非常に立派な炉だなど、こういうふうに思っております。したがって、岩滝の場合は、そういうことでいいんですが、加悦の場合は非常に貧弱ですし、野田川はないというのが現実なわけですが、現在、その辺の焼却の関係は、特に野田川の住民の方々は、どういう格好でこれを利用されるというふうに理解したらよろしいですか。

議長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。加悦にも焼却炉がございますが、これは法律改正される前、以前の設備を改造しまして、今のダイオキシン対策に適合するようにつくり、改造し直したものです。問題としましては、古い設備でもございまして、なかなか木材等ぐらいしか非常に燃えない、そういう状況になっております。加悦の方の対応としましては、家具を取り壊したような場合の木材関係みたいなものを中心に焼却をさせていただいておることとでございます。

野田川につきましては、全く焼却炉自体がございませんので、電話等で問い合わせが合った場合は、90センチで炉に入るように切っただいて、できたら岩滝に持って行ってくださいというお願いをしておることとでございます。そのこともよくご存知の方もありまして、直接、岩滝の方に持って行っていただける旧野田川町民の皆さん方もおられるということとでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 旧野田川町の住民の方もよくご存知だということなんですが、ここにほかのようですね、現在のレベルでの可能な施設を整備するという思いは、課長の方はありませんか、計画として。

議長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。今、2市2町で広域処理の、そういう計画をまとめておる段階ですので、この施設で多分、そういうものも含めて、すべて焼却処理が

できるという、そういう設備になる可能性がございますので、その辺につきましては、ちょっともう少しその辺の協議経過を見守りながら判断をせざるを得ないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、こういった施設は現在、課長、ダイオキシンの検査ですね、これは年間に1回ないし2回あるかなというふうに思うんですが、現状はどういうふうになっておりますか。

議長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。ダイオキシンの検査につきましては焼却炉、それから最終処分場の放流水ともに法律で、年に1回の実施を義務づけられておられて、すべて問題は発生をしておりません。その結果につきましては、京都府の方に毎年、報告をさせていただいておりますので、今のところ大きな問題はないというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、もう一回ですね、住民環境課長にお尋ねしますのは、その29ページの、ただいま下側にあります野田川衛生プラントの施設整備で、ここで1,530万円が今回、補正をされとるわけですが、この内容についてお願いをします。

議長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。今回、1,530万円の施設整備事業の追加をさせていただいておりますが、これにつきましては、骨格予算であったために、本来でしたら当初予算の中で出すべきものであったわけですが、それを今回、出させていただいたということでございます。その内容につきましては、施設整備工事費で700万円、それから資材費で30万円、備品購入費で200万円、それから収集車の購入で600万円ということになっておりますが、この施設工事費の700万円につきましては、一つの工事ではなくて五つの工事ということになっております。具体的に申しますと収集車を1台新たに更新するわけですが、その計量する設備が収集車にはついております。それを新たに購入するのではなくて、古いものを使ってつけかえる工事に35万円。それから破砕機といいまして、収集してきたし尿を処理する前に回転をする。その破砕機を使って細かく砕くわけですが、トイレトーパー等を、その刃が年々劣化をしますので、その更新をするのに40万円、それから、し尿を収集してきました、一番最初に投入する場所の屋根にひび割れが発見をされてきておりますので、その屋根の防水工事に50万円、それから、その収集してきたし尿を一番最初にためておいて脱臭とエアレーションを兼ねる、そういうブロアーが3台あるわけですが、それも経年劣化が激しいので、3台とも内部を点検して消耗品を交換するということで200万円ということ。あとは脱水汚泥の予備乾燥機のベアリングの交換工事といいまして、脱水汚泥は発酵させて肥料に使っておるわけですが、その行程で使いますボイラーのベアリングが10年ほど経過する中で、劣化してきておりますので、今回、点検交換をさせていただくというものでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 課長に今ですね、説明を聞いたわけですが、今、肥料の話が出ました。いわゆるブロアーの部分とですね、それからベアリングの交換、そういったことが、どうしても必要なわけで、私は前のクリーンセンターにしても、この衛生プラントにしてもですね、非常に技術を持

った方がいらっしゃると、こういうふうに通じるわけですが、昨年、課長にお尋ねしたときにはですね、肥料が足りないほど売れて困ると、こういうふうなお話をお聞きしたことがありますが、現状は課長、どうなっておりますか。

議長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

肥料につきましては、やはりちょっとにおいがするというので、一時期は全く売れなくて保管場所を確保するのに大変苦労したという、そういう時期が、三、四年前ぐらいにはそうだったというふうに思いますが、近年は京丹後市だとか、それから舞鶴市の大きな農家が大量に買っていただくということで、注文に対して生産が追いつかないというふうなうれしい状況になっておったということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、ここで町長にお尋ねをして終わりにしたいと思っておりますが、今、課長からありましたように、一袋が50円ということですから、非常に安いということもありますね、最近では供給が追いつかない需要があると、こういうふうに通じたところなんです、もう少し、どうか、例えばネーミングも考えて、そして多少単価が上がってもですね、いいんではないかと思うんですが、そういうふうにお考えをされることは町長ありませんか。やはり、これも与謝野町の大きな資源に育ってきたと、こういうふうに通じております。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 一時期、本当にこの肥料の山が、もうそこらじゅうにたまって大変だった時期から思いますと、雲泥の差だというふうに通じております。その一袋50円というのは、袋代が50円かかりますので、その袋代をいただいているという格好です。需要がふえてきたという中で、いろいろとほかに問題がないのかどうか、その辺のところをもう少し研究させていただきたいと思っておりますし、ネーミングにつきましても、また、そうしたことが有効な手だてになるようであれば、また考えさせていただきたいと思っておりますが、まずは課の中、あるいはプラントの方で一定の、そうしたことが可能なのかどうかという点について、もう少し検討がさせたいというふうに通じます。

15番（勢旗 毅） 終わります。

議長（井田義之） 昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後0時01分）

（再開 午後1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

与謝野町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はありませんか。

4番、杉上議員。

4番（杉上忠義） 午前中の質疑の中で資料を要求いたしまして、ただいま5分間で見せていただきまして、カラーなコピーで立派なのが届きました。

ここによりますと、19年にも拡張工事が始まっておりまして、20年度には空調機器の改修という連続の設備投資であります。今回は4,200万円の設備投資であるということで資料を

いただきました。

このメーカーの設定におきましてですね、どういう選定基準で選定されたんでしょうか、お聞きになってますか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。今回の急速凍結機の導入を受けましては、会社の中でもいろいろと先進的な施設を導入しておられる会社を調査、視察をされましたりする中で、いろいろと検討された結果、この設備が最もいいんじゃないかということで、ご提案を会社側からいただいているということでございます。

加えまして、実際に使ってみないとわからない部分もございますので、会社側としては、ただいまお渡しをいたしました資料の2枚をめくっていただきますと、赤っぽい資料がございます。フリーザーのユースフル・フリーザー、商標名だとは思いますが、これの下側に米印で印をしておりますが、これを1基と、加えまして、もう2枚めくっていただきますと、小型のプロトンシェフといわれる商標名のものの資料をおつけしておりますけれども、これも1基で、2基ということですが、この小さい方の設備を会社側として、既に1月ごろにリースで導入をされまして、会社として実際に使ってみて、既に傷んだフリーザーの入れかえといえますか、それを補う意味もありますけれども、実際に使って検証をしてみてもらえまして、社内では非常に好評を得ていると、これは使えるということで考えておられますので、そういった形で取り組んでもきておられます関係上、この導入に向けて町としても考えさせていただいたらどうかというふうに考えているところでございます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、課長の答弁では、会社の中で慎重にテストを繰り返しながら機種を選定に至ったということでございますけれども、同類のメーカーですね、同類の機器につきまして、比較対象、検証はされたんでしょうか。そこから進展いたしまして、入札による導入ということになるんでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。こういった資料をお求めでしたので、配付をさせていただいておりますけれども、実際に町が工事請負費を予算に計上いたしておるわけですので、町が発注をする、そういう形になります。したがって、他の業者も含めまして、提案型になるのか、方法はわかりませんが、複数の業者さん、メーカーから企画書なり提案書なり見積もりなり、いただくような形の発注方法はとっていかねばならないんじゃないかというふうに思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 町が発注元で入札にかけまして、数社が選定されるわけですね。今のところ何社ぐらい候補があるんでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 必ずしも入札、指名競争入札の形をとるということは、こういうケースの場合は難しいのではないかなというふうに思っております。

先ほども申し上げましたが業者、メーカーは、まだ、これから決めさせていただきますけれど

も、企画書になるのか、提案書になりますのか、どういう形にせよ見積もりを聴取させていただいて、それを検討の上、1社に決定をさせていただくような形になろうかと思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） これから検討するということですので、本議会終了後ですね、慎重に検討していただきまして、高額な整備投資でございます。慎重な導入をお願いしたいというふうに思います。以上です。

議長（井田義之） ほかに質疑ございませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、2回目の質問をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、加悦中学校の耐力度診断の関係ですけれども、町長の概要説明、一般会計の説明があったんですけれども、その中では改築により国庫補助の対象にさせようとするすと、耐力度診断を行い、一定の基準値以下でなければ対象とならないことから、まずは耐力度診断を行うものです。こうあるわけですけれども、文教委員会でお聞きをしたのは、耐力度診断の程度いかにかわらず、国庫補助金というのはついてくるんだというふうなことを伺いました。耐力度診断をするのはなぜですかということをお伺いしたんですけれども、まずは耐力度診断4,500点以下になると国庫補助金の優先順位が上がってくると、こういうふうなお答えをいただいたんですけれども、ちょっとこの町長のおっしゃってる説明と、委員会で聞いたお話と少しずれがあるように思うんですけれども、そこはどうなんでしょうか。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまの今田議員さんのご質問でございます。確かに、文教厚生会の常任委員会の場では、今、議員さんが、ご質問された内容の話が出ておりました。それで、私の方としましても、国庫補助金といいますか、いわゆる今は安全・安心な学校づくり交付金の制度になっておるんですが、それを確認をさせていただきました。それで改築をしようと思いますと、その交付金の対象になる要件としまして、まずIS値が0.3未満であること。

それから、もう1点は、この今、耐力度調査をさせていただこうという、その耐力度の点数ですね、勢旗議員さんのご質問の中でも申し上げておりましたように、加悦中におきましては4,500点以下であること。そういった4,500点以下であるということは、危険改築の必要性がある建物であるということになりまして、そうした二つの条件があるということでございます。それで、文教の中で申し上げておりましたのは、仮に、この耐力度調査をしまして、この点数が出なかった場合、いわゆる4,500点以上になったときどうなのかというようなご質問もありまして、そうなら文教施設の補助金等があるんじゃないかというお話が出ておりました。ただし、この補助金の制度につきましては、平成18年でしたか、そうした制度の改正がございまして、その平成18年4月以降につきましては、いわゆる改築、あるいは耐震補強をするような場合は、安全・安心な学校づくり交付金というものが創設をされて、この安全・安心な学校づくり交付金を受けることができないか、そのあたりがかなめになってくるということでございます。いわゆる改築をする場合の補助金、そういったものについては、逆に申し上げますと、この安全・安心な学校づくり交付金しかないというのが結論でございます。

16番（今田博文） ちょっとわかりにくいな。

教育次長（鈴木雅之）　　そうですか。耐震補強、一つの建物がありますよね、学校施設の建物がありますよね。それを改築をするか、あるいは耐震補強をするかという選択肢が出てきますよね。加悦中学校の場合につきましては、もう既に平成18年のときに耐震診断をしております。ですから、校舎についてはIS値が0.31、それから体育館につきましては、IS値が0.09ということで、これはもう以前の本会議と申しますか、議会の中でもそういうお話が出てまいりました。そういう中で、耐震補強をするにしましても、かなりの事業費が要ると、じゃあ改築をするんだらどのくらいの事業費が要るんだろうということで、過去に、業者に、概算ですが計算をしてもらった経過がありますね。ですから、改築をする場合と耐震補強をしていく場合と、あまりこの事業費に差がないと申しますか、耐震補強をしましても、俗っぽい言い方をしますと、改築するほど事業費がかかると、じゃあそうなら、例えば一つの方法として、耐震補強をするのではなくて、例えば、改築という方向もあるんじゃないかということで、きょうまで進んできたと思うんです。そうしてきますと、改築をするための国の補助金なり交付金というものにつきましては、今申しあげましたように、改築の場合は安全・安心な学校づくり交付金、これが該当をするということでございます。この安全・安心な学校づくり交付金を申請しようとする時、その要件としてIS値が0.3未満であるか、あるいは、その危険改築と申しますか、危険改築の必要性がある。今、補正予算で上げております耐力度診断をしまして、耐力度の、その点数が1万点中の4,500点以下でなければならないという要件があると。ですから、耐震診断はもう、先ほども繰り返しになりますが、もう18年にしてしまっておりますよね、校舎は0.31だと、そうしますと今の要件の0.3未満ではないわけですね。そうしますと、交付金を該当させようとする時、あと耐力度調査を実施をしまして、4,500点以下になるのか、4,500点以下になったら、この交付金の対象になりますし、4,500点を上回る数字が出ましたら、単的に申しあげますと、この交付金の対象には、要件には該当しないと、ずばり申しあげてという状況でございます。

議長（井田義之）　　垣中教育長。

教育長（垣中 均）　　補足させていただきます。先ほど、議員さん文教厚生委員会での話を出されましたんですけど、そのときのことにつきまして、ちょっと釈明をさせていただきます。

あのときに出ました。先ほど、次長が答弁したやつで、これはかわらんわけですけども、あのときに私どもが申しておりましたのは、いわゆる校舎等を建てたり、それから改築したりする場合には、国の補助交付金というのが、私どもの言葉で申しますと公立文教という名の、その補助金の制度があったわけなんです。その話をしておりまして、それを調べてみるという、そこであったわけですね。ところが先ほど、次長がお答えしましたように、それが、いわゆる校舎の耐震の問題がクローズアップされてきたがために、今度はその耐震補強をするために、その法律を変えたんです。安全・安心の学校づくりという、そのために要件が二つになったということです。

一つは耐震診断、それからもう一つは耐力度調査、その二つで交付金を決定するという、そういう話であったわけです。ちょっとあのときに、ちょっと公立文教の補助の交付金の話をちょっと出しまして、それを宿題にしとった形だったと思います。そのためにちょっと整理させていただきました。以上です。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） よくわかりました。そうしますと、耐震で0.3以上であるから、今回、耐力度診断をしなければならぬと、こうなるわけですね。これが1万点が両方って、0.3以下だったら対象になるんでしょう。それは置いて。

4,500点以下でなければ、いわゆる補助金対象にはならないと、こういうことなんですね。1万点満点で4,500点になるかならないか、これを今から耐力度診断をしていくというふうなことになるんだろうというふうに思うんですけども、もう一度確認します。4,500点以上であれば補助金というものは出ないんですね。4,500点以下になると補助対象になると、4,500点が、いわゆる線引き、節目だと、こういう理解でいいんですね。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 今、今田議員さんのご質問のとおりでございます。これは、一応、私どもも十分承知ができていなかった点がございまして、府教委の方にも問い合わせをさせていただきました。その安全・安心な学校づくり交付金を受けるといいますか、申請をするためには耐力度診断においては耐力度の点数が4,500点以下であることという条件が出てきます。耐震の数値の関係は、今、おっしゃっておられます0.3未満でなければ交付金の対象になりませんので、この改築をする場合はですよ。そうしますと、今の校舎についてはIS値が0.31ですので、わずかに違ふと。

耐震補強をする場合と改築をする場合につきましては、要件と申しますか、今までの申し上げましたように、要件が違いますので、はい。そこをご理解いただきたいと思います。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 耐力度診断の結果を見てからということですけども、今回、500万円だったと思いますけど、予算を計上されています。これ、もうすぐ発注ということになるんでしょうけれども、これの結果というのはいつごろ出るかということと、その結果を踏まえて、いわゆる4,500点以下になれば補助対象になるわけですが、それは23年度には、いわゆる申請をされるおつもりなのか、そして次のステップとしては、24年度になるのか、25年度になるのかわかりませんが、設計をして、この着工というふうな、順調にいけばですよ、そういう流れを想定されておるのかどうか、これをお聞きます。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） お答えしたいと思います。

今、この6月補正で、その500万円の予算計上させていただいておりますので、耐力度の診断の結果につきましては、今年度中といえますか、22年度中には出てくるというふうに私ども考えておりますし、そういう業者との契約も、そういう形で運んでいきたいと思っております。

その後の関係でございますが、23、24、25、そういった当たりにつきましては、今後、詰めていかなければならないと思っております。といえますのは、耐震診断はできておりますが、じゃあ町長の一般質問の答弁でもございましたように、改築を前提として、今申し上げた耐力度の、この診断をしてみましょと、その結果が出て、そうしますと、その財政的な問題が当然絡んできますわね。それまでには基本設計ですとか、実施設計ですとか、そういったものを進めていかなければと思っておりますが、まだ、年度的にどういう方向で、どういう方向といいま

すか、何年度ということにつきましては、理事者の方とも、まだ、きちっとした詰めが、今の段階ではできはておりません。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） はい、わかりました。

次に、予算書では27ページになるんですけども、浄化槽の維持管理の補助金ということで、今回215万円提示をされておりますけれども、この事業の中身についてお伺いします。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。この事業につきましては、平成22年度、本年度新たに創設したものでございまして、これまでから言われておりました下水道計画区域並びに農業集落排水計画区域と加えまして、浄化槽の促進区域におきましては、浄化槽の維持管理費が下水道使用料に比べまして高額であるということから、その負担の公平を図るものというふうなお話もございまして、本町といたしましても、その不公平感を是正するために、今回の制度を設けたものでございます。

内容といたしましては、下水道ですと下水道使用料が維持費になるわけでございますが、浄化槽につきましては、浄化槽の保守点検費用プラス水質検査の費用、これが維持管理費用でございます。この費用を比較いたしまして、浄化槽の維持管理費用と下水道使用料相当額を比較いたしまし、その差額の2分の1を維持管理の補助金として交付しようとするものでございます。以上でございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 保守点検維持管理の2分の1を補てんをする制度だということなんですけれども、そうするといわゆる公共下水との整合性、不公平感をできるだけフラットにしていきたいという事業ですけれども、全額、その公共事業との差は埋めることはできないと、こういうことだろうというふうに思うんですけれども、大体、対象家庭といいますが、対象浄化槽というのはどれぐらいあるんでしょうか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。予算化いたしておりますものは専用住宅でございますが、専用住宅につきましては、平成21年度末設置分にかかわりまして46基を対象といたしております。

それから、専用住宅以外につきましては、差額の2分の1ということではなしに、定額で補助金を交付していきたいと思っておりますが、その専用住宅以外につきましては、平成21年度末で26基でございます。

これらのものに加えまして、平成22年度新設になるであろうというものを3基と見込みまして、それらの費用を出したものが215万円の予算でございます。以上でございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 一般住宅、専用住宅というふうにおっしゃいましたけれども46基と、それから、それ以外が26基、これについては定額だという答弁があったんですけども、こういった定額方式になるのかということと。

それから、今、46基というふうに答弁いただいたんですけども、2分の1補助ですね、な

ぜこれが全額補助にならなかったのかと、この点についてお聞きします。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。

事業所に設置しております、専用住宅以外といいますか、まず専用住宅の定額から説明させていただきます。

専用住宅と申しますのは、建物の延べ床面積に対しまして、住居部分が2分の1以上のものを専用住宅というふうに見ております。それ以外のものにつきましては、住宅の形をしておりましても事業所扱いということで定額の補助金になります。といいますのが、浄化槽の設置の補助でございますが、これが府の補助の対象となりますのが専用住宅、先ほど説明いたしました住居部分が2分の1以上あるものだけが府の補助の対象となりますので、それと合わせております。

次に、専用住宅以外の定額補助でございますが、これにつきましては、人槽にばらつきがございます。一番小さいものと5人槽から、それから大きいものと何百人槽というものになります。それらの人槽によりまして、この保守点検費用は相当ばらつきがございます。どちらかといいますと、人槽が大きくなるほど保守点検費用は高額になってくるというふうなことになるかと思っております。今、考えておりますのは、10人槽までの分につきましては、月額1,000円で年間1万2,000円。11人槽から20人槽までのものにつきましては、月額2,000円で年間2万4,000円。それからあと30人槽、40人槽、50人槽まで区分しております。50人槽、51人槽以上超えますと、これにつきましては、月額6,000円で年間7万2,000円、これを上限としたいというふうなことで考えております。

続きまして、2分の1としました理由でございますが、今回、今年度初めて創設するに当たりまして、この事業としましては浄化槽は今後ふえてくる一方でございます。それで浄化槽対象区域につきまして、最終的に計算いたしますと、相当な費用が必要になってきます。そういうこともありまして、創設に当たりましては、まず制度といたしまして、持続可能であると、持続可能な制度でしていきたいということから、それと町の財政事情も勘案いたしまして、まずはスタートは、2分の1からスタートするというふうなことでご理解がいただけたらありがたいというふうに思います。

ただ、ことし1年間で、どれだけの申請等があるかわかりませんし、ちょっと聞いておりますと、下水道使用料の方が費用としては多いというふうなご家庭もあるように聞いておりますので、計算いたしましても補助金と交付するような対象にならないご家庭もあるように聞いておりますので、そういうことを考えますと、実際に、その予算に対しまして、最終年度末になりますと、費用がどれだけ要るのか、執行がどうなのかかわかりませんので、それらを見きわめまして、これにつきましては、今後の課題というふうなことでとらえていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） すべてが浄化槽設置されると、多額の費用になるということで、スタートでは2分の1にしたということなんですけれども、対象エリアの、いわゆる住宅なり、住宅以外の工場なり、事務所なりというのは、どれぐらい戸数があるかということ。

それから、計算したらわかるんですけれども、住宅で46基と、それ以外で26基、これがそ

のエリアの中で、今どれぐらいのパーセンテージで、この浄化槽が設置されているかということ。それから、今5人槽から10人槽で1万2,000円、それから11人槽から20人槽で2万4,000円と、こういう補助額の説明があったんですけども、私が聞いている範囲では、大体、年間9万円ぐらい払うというふうにおっしゃっているんですね、この合併浄化槽設置されてるお宅は。8人槽か9人槽か、一般の家庭ですから、そのぐらいの合併浄化槽を設置されてるだろうというふうに思うんですね。

例えば、9万円業者に支払うというふうに聞いてます。その家庭が特別多いとか、少ないとか、そらわかりません。だけど、若い方も特別おられませんし、それが私は普通ではないかなというふうに思うんですけども、そうしますと9万円の半分、4万5,000円になるんですけども、この1万2,000円というのは、非常に2分の1になるんでしょうか。私の聞いておる話と少し、どういいますかね、金額に差があるように思うんですけども、平均どれぐらい使用されて、どれぐらい、1万2,000円ですから、年間2万4,000円というふうに考えたらいいのかどうか、そこどうなっているのか、教えてください。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。お配りしております参考資料の75ページをごらんいただきたいと思っております。

75ページにおきまして、平成21年度末の水洗化事業別世帯数及び人口という表を載せておりますが、これをごらんいただきますと、町全体の世帯数と人口を地区別に掲載しておりまして、それに対しまして、それぞれの地区が下水道、農業集落排水、浄化槽の、それぞれのエリアに分けた場合の人口を、ここで載せております。この場合の浄化槽の世帯数といたしましては、対象が312戸、ただこれにつきましては、既存の家屋、既存世帯でございますので、新たに住まわれる方はカウントできませんので入っておりません。312世帯に対しまして人口が886人でございます。これらの数字に加えて、新たな来られる方、開発がありましたら、方についても補助をしていくというふうなことになるかと思っておりますが、この312世帯に対しまして、46基といたしますのが、約15%でございますので、今後、これがふえていこうというところでございます。

それと、先ほど2分に1なるか、だれかお話ございましたけども、事業所につきましては、これは2分の1カウントではなしに、定額で、完全な定額にしておりますので、そういった比較はしておりません。浄化槽の整備事業につきまして、下水道エリアとの負担の公平を図るといいますのは、あくまで一般住宅、住宅について、居住用のものについて負担の公平を図っていくという観点で、設置につきましても補助を行っておりまして、それを踏襲いたしましては、維持管理補助につきましても、そういった考え方で、居住用住宅に設置されました浄化槽についての負担の公平を図っていきたいというふうなことで、ただ、それだけでは、やはりちょっとまずいと思っておりますので、事業所等につきましても一定の補助を出させていただいて、多少の支援をさせていただくというふうなことで制度化したものでございますので、ご理解いただけたら大変ありがたいというふうに思います。

浄化槽の維持管理費用でございますが、この保守点検といいますのは、資料の79ページの方をごらんいただきたいと思っておりますが、ここに7人槽の場合の例を書いております。7人槽につき

まして、維持管理費用といいますが、まず法定検査、これは設置されましたが、翌年度から毎年1回水質検査をしなければならないということが浄化槽法で義務づけられておりまして、その法的検査の費用が5,000円でございます。それに加えて、保守点検の業者と契約していただきまして、保守点検をしていただきますのが、これが年3回以上必要となりますので、これが3万7,800円。それと年一回の汚泥の抜き取り、清掃でございますが、これが6万9,300円になりまして、これらを全部加えましたものが11万2,100円でございます。これが7人槽の場合でございますが、ただ聞いておりますと、同じ7人槽でも、その業者さんとの話し合いの中で多少金額が変動があるようなことも聞いておりますが、この内容につきましては、町でありまして公表はされておられませんので、町がつかんでおる範囲での数字ということでご理解がいただきたいと思いますが、ただ、また5人槽になりますと、これよりもあと2万円ほどは低くなるというふうなことで理解しております。それで、この保守点検費用といいますが、定額でございますので、これはどの家でもそう変わらないと思いますけども、あとそれに対しまして、下水道での維持費といいますが、下水道使用料でございます。これは完全に人間の数によって料金が変わってくると、1人であれば少ないですし、2人であればふえてくる、5人になればもとふえてくるというふうなことで、世帯に住んでおられる人間の数によって使用水量が変わってきますので、それらによって下水道使用料は人数が多いほどふえてくるということでございまして、それに対しまして浄化槽は7人槽を設置しましたら、そのご家庭に1人住まわれようが2人住まわれようが5人住まわれようが、保守点検費用は同額でございますので、その比較でございますので、住宅居住用の浄化槽につきましては、定額方式は、もうとれなかったということでございますので、完全に比較をいたしまして、その差額を補助金として交付するということが一番妥当であろうというふうなことで、今回の制度を設けたものでございます。ご理解いただきますように、よろしく願いいたします。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） そうすると、一般住宅と、それから、それ以外ということになるんですけども、公民館はそれ以外という扱いの中に入るんでしょうか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。公民館につきましては、それ以外というふうなことで対応させていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 公民館の関係ですけども、滝区の公民館は、いわゆる野田川より東側ということで、いわゆる公共下水は行かないエリアになっています。公民館活動をしておる公民館については、いろんな電気代やガス代や、それからもろもろの、もちろん水道代も下水代も、すべてを、いわゆる町が持つと、こういう決まりといいますが、ルールの中で公民館活動があるわけですけども、地域の役員さんに聞きますと、なかなか滝区の公民館、浄化槽を設置しておるんですけども、教育委員会から色よい返事をもらえないというふうなことを聞いたことがあるんですけども、そういう浄化槽についての手当というのは、その公民館活動とは別扱いと、こういうふうにご理解をしたらいいんですか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。公民館につきましては、今回は、この下水道課の所管といたしましては、浄化槽の維持管理費の補助金は交付させていただきますが、その常々の使用に関する、どういうんですか、公民館としての補助といいますのは、それはちょっと下水道課としましては対応はできませんので。ただ、この浄化槽の維持管理補助につきましては、しっかりと対応をさせていただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 地区公民館の関係でございますので、お答えしたいと思います。

滝区の公民館については、その宿題を以前からもらっております。宿題という形で事務局内でも検討しとったんですが、こういう補助制度ができるということも聞いておりましたので、補助制度ができ、それから、この部分は補助金で賄っていただくという形になるかと思いますが、あとの使用料に関しては、通常に町の方で支払いをしとるということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 検討した結果という、今、答弁があったんですけども、検討するも何もないと思うんですね。それは、公民館活動をしている公民館には、そういった形で費用はすべて持ちますと、こうお約束をされているわけですから、私は、この場から何度か質問もさせていただきましたけれども、そんなことは行き過ぎではないかというふうなことを何度かお伺いしましたけれども、それはそれでいいんだと、公民館活動にはそういうことが必要なんだというふうなことで、教育長からも答弁をいただいたんですけども、今、それは町が持つというふうなご判断なり、ご回答をいただいたので、それは結果としてはいいです。ただ、それを検討するなんていうことは論外だと。活動しておる公民館については、すべて持ちますと、わかりましたというのが教育委員会の姿勢ではないんですか。

議長（井田義之） 垣中教育長

教育長（垣中 均） お答えします。

すべてを持つということにはなっていないと思います。いわゆる電気、水道等ですね、先ほどガスと言われましたけど、これはガスは持っておりません。はい、どこの公民館につきましても、それぞれ使ったもんについては、使った方でやってもらうということになります。いずれにしても、公民館活動を推進、発展させていくために、電気、水道料は町の方で負担させてもらっております。

今、合併浄化槽につきまして、推進課の方が検討するということで宿題にもらったということにつきましては、その合併浄化槽のことまで私どもの方には頭の中になかったと、新しい課題であったということですので、そのような扱いをし、先ほど推進課長が答弁したような結論を出させてもらったと、そういうことでございます。ご了解ください。以上です。

議長（井田義之） 今田議員。

もう時間ありませんけども。

1 6 番（今田博文） 時間ないな。

新しい課題だなんて、そんなことは合併したときにすべてわかっているわけですよ。野田川から東側へ行かない、公共下水は行かない、当然、公民館にも合併浄化槽してある。そんなことは教育委員会が当然、掌握していく部分だというふうに思っています。土田課長は、そういったこと

で公民館を回られたり、地域を回られたりしながら公民館活動を推奨、推進をされております。そういったことで、そういう観点から、結果としてはいいわけですが、この思案をする、考える、そんなことは論外だと思うんですが、土田課長いかがですか。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 公民館活動、滝区の部分についてもお聞きをしておりましたが、今、言いましたように、下水道の方もありますね、新しい制度が設けられるということで、今年度からということになっておりましたので、その問題もありましたので、少し時間をいただいたということでございます。

議 長（井田義之） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第73号 平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

切りがつかしましたので、暫時休憩します。2時35分まで休憩をいたします。

（休憩 午後2時20分）

（再開 午後2時35分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第74号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、簡易水道について、若干質問をさせていただきます。

今回、簡易水道補正では6億1,900万円の補正が上がっておりますが、これに関連いたしましてですね、資料として水道の設備整備計画並びに財政計画が出されておりますので、この補正予算の議題とは別にですね、この計画について若干質問したいというふうに思いますので、改めて議長にお願いをするわけですが、これを質問する場合にはですね、上水道のこともですね、若干触れなければならないと、このように考えておりますので、その辺につきましてはですね、ご了解をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、素朴な質問でございますけれども、この水道計画の中の簡易水道の整備計画の中で、施設

の整備の中で特に三河内簡易水道及び香河、明石、温江、加悦を事業統合した加悦上水道を重点に云々というふうにうたっております。

この計画の中でもですね、加悦上水道というふうにうたわれておりますけれども、私は加悦の上水道という認識はないんですが、いつから上水道になったんでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 糸井議員のご質問にお答えいたします。

加悦上水道につきましては、手続上の話がかかわってくるのでございます。上水道といいますのは、ご承知のように、給水人口が5,001人以上ということになった場合に上水道ということになります。加悦の現在の加悦簡易水道、それから明石、温江、香河、各簡易水道につきましては、統合して一つの水道事業という形で整備を進めようとしております。その関係上、給水人口が5,000人を超していきますので、完成した暁には上水道という形に切りかえることとなります。ただ、完成しないと上水道としての事業効果が出てまいりませんので、整備としては簡易水道事業として整備をさせていただきますが、完成した時点で上水道に切りかわるという意味で、資料につきましても上水道という表現をさせていただいております。以上です。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 取り扱い上、そういうふうにされとるということで、そうでしたらですね、野田川、三河内、山田、石川等もですね、上水道という呼び名で管理上すべきじゃないかなど。加悦だけなぜ上水道と名称をつけるのか、大変、こういうややこしい何というか、誤解を生むような表現を、私は避けていただきたい。だから、簡易水道は簡易水道で設置条例があるわけですし、上水道は上水道で設置条例があるわけです。上水道の設置条例というたら、どこが区域に入っておるかいうとですね、弓木、岩滝、男山と大宮の三重の大内峠の一部が上水道に入っておるわけです。加悦は上水道に入っていないわけです。こういうややこしい表現はですね、私は避けていただきたいと、このように思うんですけど、いかがですか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。平成19年ですか、国の補助基準の見直しによりまして、平成28年度までに、現在の簡易水道については上水道へ統合しなさいという基準の変更がございます。それにしたがって、それ以降、水道法の認可を取って事業を起こす場合に、これらの上水道統合を見ずえた事業計画を立てていかなければならないということで、それまでに整備した部分、あるいはそれまでに認可を取っていた部分につきましては、従来どおり簡易水道事業として整備を行うことにしておりますが、今回の加悦上水道という、あえて名前をつけておりますけれども、これにつきましては、各簡水の統合事業ということで、新たなメニューとして、その基準の見直し以後に申請をした関係で、上水道という名前にせざるを得なかったというような実態がございます。議員ご指摘のように、非常に現在の時点では、わかりにくいという部分については否めないと思っておりますが、これはあくまでも補助金をいただくための申請上の問題が絡んでおりますので、ご理解がいただきたいと思っております。以上です。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 国に対する申請の手続上ですね、こういう表現もやむを得ないと、こういうことですので、やむを得ないかなというふうに思うんですけども、私は大変、この辺については違

和感を感じております。上水道という名前がつく以上はですね、やっぱり会計処理が違うわけですから、そういうふうな誤解を生む可能性もありますし、我々としても非常に迷うところでありますので、その辺はですね、やっぱりきちっとした表現をしていただきたいなというふうに思っております。

それから、ここに整備計画が出ております。上水道と簡易水道の整備計画が出ております。これで見えていきますとですね、上水の関係については設備、いわゆる設備はですね、ないということです。

簡水につきましてはですね、年々、非常に大きな設備が生まれております。設備、施設整備としてですね、21年から26年まで、何と設備費用として32億7,900万円、設備費用として投入されるわけです。それに要する町債が27億7,600万円、これだけの町債発行が予定されておるわけです。大変大きな資金が投入されて、設備をされるわけです。

一方、上水につきましてはですね、設備資金は一切なし、ゼロです。ことしの4月から料金値上げをされました。したがって、この辺から計算して、計算といいますか、比較いたしますと22年度ではですね、ここに示されておりますように、上水で2,800万円の赤字。ところがですね、簡易水道を見ますと、私の計算が正しいかどうかはわかりませんが、ざっと計算をいたしますとですね、8,600万円ぐらいの赤字ではないかなと、このように感じておりますが、これに間違いありませんでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。参考資料の70ページに上水道の財政計画といたしまして、今ご指摘がございましたように、収益的収支という上段の表でございまして、平成22年度では純利益、または純損失として三角の2,842万3,000円を計上しております。

対しまして、簡易水道につきましては、そういった表現をしておりません。これにつきましては、今8,000万円ほどとおっしゃいましたか、赤字が出るはずなんだけどということなんです。これにつきましては、本来、上水道と簡易水道の格差処理としまして、交付税算入がされている部分を一般会計から繰り入れることによって、穴埋めをさせていただき、収支のバランスをとっておりますので、この特別会計上、簡易水道の場合ですが、特別会計上では赤字という形となってあらわれてまいりませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） ご答弁いただきましたように、簡易水道には特別会計からの繰り出し金がありますので、この表面上、財政上ではですね、赤字にはなっていないわけなんです。ですけども、やっぱり供給単価、あるいは給水単価から比較していくとですね、完全なやっぱり赤字になるというふうに、私は認識をいたしております。私の計算では8,648万6,000円という数字なんですけども、これはやっぱり一般会計から繰り入れますとですね、これはもうゼロになってしまうわけです。なぜですね、こちら辺までの大きな赤字になるのかなというふうな、私なりに考えておりますとですね、岩滝のですね、これ20年度の統計の数字ですのでもわかりませんが、給水人口がですね、配水人口ですか、岩滝の場合は、上水の場合は6,404人です。これ20年度の数値でございますので、それから簡水は1万8,513人、これが数値でございますけれども、それから比べるとですね、この料金、使用料が非常に加悦、野田川の簡水は低いんですよ。上

水の方は1億5,200万円上がっておるんですが、簡水の場合は3億1,300万円ほど上がってないわけです。人口にすれば3倍弱の人口ですけども、収入はですね、2倍ちょっとの収入なんですよね。ここら辺はどのような原因があるんでしょうか。もし分析されておったらご回答願いたいと思います。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

先ほどございましたのは、参考資料の70ページ、71ページの、それぞれ上水道、簡易水道ごとに使用料の計上をさせていただいている部分ですが、一番上の数字です。

平成22年度に、上水道につきましても、簡易水道と同じ料金という体系になりましたので、料金の比較が比較的しやすくなったということがございますが、平成22年度、上水では1億5,200万円ほど、それから、簡易水道につきましては、平成22年度で3億1,300万円ほどという形で、今、ご指摘がございましたように、給水人口については、上水道に比較して簡易水道は3倍、しかしながら、料金収入については2倍ほどにしかかかっていないと、この要因についてですが、岩滝の上水道につきましては、一口に申し上げますと、全使用水量のうち100トン以上の大口水量が占める割合が簡易水道に比べて非常に高いと、大きいということです。具体的に申し上げますと、20年度の数値ではございますが、使用水量で区分しますと、100トン以上の上水道での占める割合は31.8%。対しまして、簡易水道につきましては13.1%ということで、約2.5倍ほど大口の使用水量が多いということがございます。大口の使用水量が多いということになりますと、ご存知のように水道料金の体系は、使用水量が多ければ多いほど単価が上がってまいりますので、金額的には大きくなっていくということで、給水人口と比較した場合の料金ということが、少なくとも岩滝エリアの上水道については、高額の入が得られているということがございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） もう時間がありませんので、あれですけども。結局、私が申し上げたいのは、最後にですね、申し上げておきたかったのは、いわゆる上水については料金改定を1,500円にしました、4月から。ですから、今、赤字になっておりますけれども、28年度では黒字になると、これが昨年度の計画の中でのシミュレーションだったと思います。ところが、今申しあげましたように、年々設備投資をしてですね、32億7,900万円からの設備投資をするわけです。といいますとですね、私の計算では1億6,300万円の赤字がですね、26年度に、もう既に出てしまうということです。これは企業会計になりますので、そこら辺のバランスシートはどうなっているのか。やはり上水はですね、黒字になっておる、片や簡水はですね、上水の企業会計からすればですね、大きな赤字になると。ここら辺のギャップはですね、どのように埋められるのか、最後にお尋ねしておきたいと思います。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。ただいまご指摘がございましたように、上水道につきましては、平成12年までに大きな改修を終えております。今現在は、そのときの、ちょっと表現があれですが、借金を返しているという状況で、どんどんどんこの借金についても減ってまいります。新しい投資をしない限りは今おっしゃいましたように、やがては黒字の方向へ向

いていきます。

一方、簡易水道でございますが、現在ようやく簡易水道全体の半分ぐらいの整備ができたという状況の中で、あと半分、投資をしていかなければなりません。当然、財源としては起債やなんかも借りていかなければなりませんので、借金が、これからどんどんふえていくという状況になります。したがって、先ほど議員がおっしゃいましたように、どんどん減っていく、黒字に転じていこうとする上水道に対して、どんどんどんどん赤字がふくらんでくる簡易水道、これが統合するということになりますので、そういった状況が一体、どういうふうになって、どういうふうに町としては考えているのかということでございます。私どもとしましては、やはり料金収入と、それから交付税、これは簡易水道であるからいただける交付税ということになるわけですが、これらを上手に運用していくという形をとらないと簡易水道についてはやっていけないだろうというふうに思っております。

今のうちから少しでもですね、その年の収支がプラスマイナスゼロという形で終わるんじゃないなくて、少しでも蓄えを持って、その統合時を迎えると。その統合時に蓄えがあるということになりますと、企業会計上という現金預金という形になると思います。実際に、その現金預金を、ある程度蓄えがあれば、今の上水と同じようにですね、取り崩しながら借金の返済に充てていくということができるようになるわけです。そのあたりを見すえてですね、少しでも多くの蓄えを持つ、それによって後年度で安定的な経営ができるという基盤をつくってまいりたいと、そのように考えておりますので、ただ、これにつきましては、あくまでも水道会計側の話ですので、現実的に、どの程度の蓄えができていくかということについては、今後、財政側と十分協議をしながらですね、安定した経営に向けての努力をしていかなければいけないだろうというふうに思っております。以上です。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 時間がありませんので、まだまだ私申し上げたいことはあるんですけども、最後に、今、課長が答弁されましたように、これはただ一水道課だけの問題ではないというふうに思います。私は、町長を含め財政担当も含めてですね、真剣に今から考えていただかんとですね、6年の月日がすぐ来ますし、この28年度の統合に向けてですね、私は大きな問題になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、心してかかっていたきたいということを申し上げて終わります。

議 長（井田義之） 1番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、簡易水道補正について質問します。

ただいま、糸井議員が質問されました件について質問いたします。

先ほど、水道課長が答弁された中身は、私は納得できません。一般会計からの繰り入れが穴埋めというふうに答弁されましたし、したがって、赤字という形で簡易水道の会計があらわれてこないと、つまり赤字だというふうに言われましたし、その後、明確に赤字がふえるというふうに言われました。私の理解はですね、この簡易水道会計は、現在赤字ではない、黒字会計で基金が積み上がっていくはずだけでも、一般会計からの繰り入れが適切にされていないので、基金のふえ方が少ないと、したがって、先ほど言われましたが、このままいけば統合される予定の年に基金が、必要な基金が足らずに水道料金を上げなければならない状況が早く来る可能性がある。

しかも上水道という形になれば、先ほど言われたような形で、ほかからの特に交付税ですね、繰入れなくなるわけですから、これは確実に赤字になる可能性があるわけで、そのときに基金を使って赤字を解消するということはできない状況になってるわけですから、この経過を知らない場合は、その分丸っぽ赤字だという形に移るわけですね。その辺は、そうならないようにも、本来は今から適切な繰入れがされて、基金が積み上がって準備がされなければ、統合というのは、後に大変な禍根を残す、このままいけばというふうに思っていますが、今の私の質問について、先ほどの答弁いかがですか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 野村議員のご質問にお答えいたします。私の表現につきましては、水道課としては適切ではなかったというふうに思っております。この点についてはおわびを申し上げます。

といいますのは、水道、簡易水道事業をやっていることで、交付される交付税、これについては水道課としては当然、水道事業に使われるべきという考え方をした場合、今、野村議員がおっしゃいますように全額、それは水道事業のものでありますから、黒字ということになります。しかしながら交付税の性質上、一般財源として交付されるわけですので、これが前から参事が申し上げておりますように、すべてが水道事業に使えるものではないと、実情がそういうふうになっていないということを申し上げておりますので、現実、水道事業に全額をいただいているわけではございません。したがって、一般財源として入ってきている交付税という形で見ますと、黒字という表現にならないということから、私はそういった赤字、あるいは穴埋めというような表現をいたしました。しかしながら、水道事業としてみれば、これは黒字ということと解釈ができると思います。申しわけございませんでした。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 22年度で見ても繰入金9,800万円、これによって赤字ではないですね。押しなべて言えば、赤字にならないように交付税で、本来、水道会計に繰り入れるべき一部分が繰り入れられていると、だから、基本的に赤字運営はされたことがないと、この最近、与謝野町になってから特に。それが実態だろうというふうに理解をしています。この問題は、前から何遍も企画財政課長とやり合ってまして、交付税に算入されている全額を繰り入れるということは困難だということは今までの経過の中で理解もしています。ほかの問題でも全額繰り入れてないということはありますので、それはもう一般会計の財政運営上の問題があるということは理解していますが、できるだけ繰り入れてくださいよという質疑を今までもしてきました。問題は、今言われたような指摘がされるということがね。やっぱり大きな問題が将来、生まれてくるということが明らかになっているわけですね。これはだから、統合がなければ、毎年の足りない部分を繰り入れという形で、一般会計が豊かであればもっと入れるべきなんです、いいと思うんですが、統合されるという状況がもう明らかな状況がある中で、赤字にならない程度の繰り入れでということになると、いささかこれは問題が起きるだろうというふうには思っていますが、できるかどうかじゃなくて、問題が起きるかどうかという点については、今まで聞いてなかったの、企画財政課長のご意見をお聞きいたします。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。普通交付税の算定といいますのは、基本原則に戻

るわけですがけれども、日本全国どこに住んでも、標準的な行政サービスが受けられるために基準財政需要額を算定するというところでございます。

その中で給水人口、簡易水道の給水人口によって交付税が算定されるということにつきまして、上水道に比べて簡易水道は、やはり経営効率が悪いわけです。給水人口が少ないわけですから、だから、その料金収入だけで、それを賄おうとすると、本当に高い水道使用料を払わなければならないとなると、それでは標準的な行政サービスとは言えないということから、簡易水道の給水人口によって普通交付税の基準財政需要額が算定されるということでございます。ですから、一定額を交付税の中からといいますか、一般会計の中から簡易水道特別会計に繰り出しするということは、これは当然だろうというふうに思っております。

そういうことでございますし、我々もそういうことは野村議員からもよくご指摘を受けておりますし、できる努力はさせていただくということで、3月31日付の専決補正では、いろいろとご指摘を受けたわけでございますけれども、そういうこともあるということで、簡易水道特別会計への繰り出し金1億円、これを計上させていただき、できる努力をさせていただいておるつもりでございますので、ご理解がいただきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 言われた、専決補正を見てびっくりいたしました。何でこんなにたくさん入ったのかなということで、できる努力をしていただいたというふうに理解しております。

私が先ほど聞いたのは、この統合がもう目に見えているときに、毎年の赤字分の繰り入れと、財政上ですね、これが限度だということで、赤字分の繰り入れ、今まで見ているとそういうふうに見えるんですね。赤字分の繰り入れと見れるんですが、これだけで、こういう形でやっていると、統合以降に大きな問題が生まれるのではないかと、同じ上水で岩滝は黒字だが、ほかは赤字だという形で問題になるのではないかと、こういう問題については、今まで聞いてないので、どういうふうに今、将来見すえておられるのかお聞きをしています。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。今ごろ、水道課と、そういった議論につきまして、よく意見を交わさせていただいております。一般会計としても満額まではいかないかわかりませんが、できる努力はするという姿勢でおりますので、足らん分だけを補てんするというのではなしに、できる範囲の繰り出しは努力をさせていただきたいという姿勢で臨ませていただいております。そういうことで、ご理解がお願いしたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） ですから、22年度で見れば9,800万円の繰り入れで赤字にはなっていないわけです。しかし、実際は、これが赤字になっていなんじゃなくて、黒字のはずだと、全額、制度がしっかりとされれば、本来、交付税ではなくて、直接の補助という形で入っていれば、もっと黒字になっていなければおかしいと思うんですが、その黒字の額は幾らで、本来あるべきなのでしょうか。わかりましたらお示してください。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。今、補助金、交付金という表現をされ。

1 番（野村生八） もしそうなら、全額入るんで明確なんだけど、そうじゃないので、交付税などで

一部しか入ってない。全額入れば。

水道課長（吉田達雄） これを、いろいろな補助金、あるいは交付金というものにつきましては、諸条件がございますので、一概にこれが交付金という形に切りかわるかということ、ちょっとわかりませんが、仮にですね、仮に交付税額がすべて、交付金もしくは補助金というようなことになった場合で申し上げますと、平成22年度では1億5,700万円ほどの金額が入ってまいることになりまして9,800万円、繰入金ですが、それにプラスの7,000万円は上乘せになるということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 下水道については、同じように繰り入れをしていますが、これについては制度上、交付税算入分だけでは不足に、独自のかなりオーバーになっていると思いますが、繰り入れがされている。これは確実に赤字ということだろうと理解しています。

水道について、簡易水道については、そうじゃないということですね。それで今後、こういう形で多くの事業を統合までに、そういう補助があるうちにやろうということだろうと思いますが、この28年の統合までに必要な設備計画というのは全部終了できるような形での計画になっているんでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

皆さんのお手元には、今回の整備計画につきまして、平成26年度までしかお示しをいたしておりません。しかしながら、水道課の方で計画しております整備計画につきましては、平成28年度までを見越して計画を立てております。その中では簡易水道事業につきましても平成28年度にはすべて、一応の整備を完成するという計画でございます。以上です。

1 番（野村生八） ありがとうございます。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はございませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） すみません。誤解があるとぐあいが悪いので、一言申し上げておきたいなというふうに思っております。

私が、簡易水道が赤字だというのはですね、もちろん簡易水道については一般会計から補充ができますので、交付税の中でね。これはいいわけなんですけども、会計として、それはバランスが取れておるんですが、私が赤字と申し上げたのは、いわゆる供給単価と給水単価、これは上水の計算の仕方ですね。だから、それで計算しますとですね、準上水に当てはめていくと赤字になると、こういうふうに申し上げたので、今の簡易水道が赤字だということの中と、ちょっと若干、ニュアンスが違うということだけは、一つ野村議員も理解をしていただきたいなと、こういうふうに思っております。すなわち、私の計算はですね、給水、いわゆる給水収益、使用料ですね、使用料が分子で、分母は年間の総有収水量、これで乗したもの。

それからですね、この給水単価の方はですね、これは水道課も出しておりますけども、分母は一緒ですけども、分子がですね、総務費と、それから、これは積立金を引いたものですけども、それと維持管理と公債費、これは繰り上げ償還を引いた、これが分子になって出される給水単価です。これを比較するとですね、明らかに赤字になると、こういうことを私は申し上げておるわ

けで、決して、今の簡易水道の中での赤字ということを申し上げておるわけではないわけです。したがって、そういうことで一つご理解お願いしておきたいなど。私はどうしてもやっぱり、28年度ですね、これを統合するときのギャップがどのようにして埋まるんだろうなど、よほど心してかからないとですね、やっぱりギャップが大きくて埋まらないと、大きな、私は問題になるのではないかなということをお心配しておるわけです。ちなみにですね、これざっとの計算でございますけれども、26年度の町債の残高、私のざっとの計算ですけれども、79億円から80億円ぐらいの町債残高になるんじゃないかなというふうに思っております。

したがって、そのぐらいの、それと同じ金額にはなりませんけれども、資産もかなり大きな資産の額になると思います。そうしますとですね、これは償却金が恐らく相当の金額に脹れ上がると、こういうふうに思いますし。あるいは、また支払い利息も1億円や、そこらの数字では済まないというふうなことからですね、私は今のうちから、何かの手を打たざるを得ない。そうしないと最終的には町民の皆さんに大きな迷惑をかけることになるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺について、再度、水道課さん、見解がございましたらご回答を願いたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 糸井議員のご質問にお答えいたします。先ほど、糸井議員の試算がございましたが、現在の状況で、先ほど野村議員にもご質問にもお答えいたしました。平成28年度までに簡易水道の施設すべてを、一応の整備を終えるという状態で、財政シミュレーションをしております。

先ほど、平成26年度の状況は、ざっと70億円ほど違うかというふうにおっしゃられました。非常に近い数字でございますが、私どもの方のシミュレーションとしましても、平成26年度で起債残高のピークを迎えます。このシミュレーションでいきますと、約65億円が、そのときの起債残高になるであろうというふうに考えております。

それから、多額の減価償却をしていかなあかんのじゃないかということについてですが、それをはじき出そうとしますと、現在、簡易水道で持っております、すべての資産について、調査をして、それがいかほどの価値のあるものかという数字をはじいてみないと、何とも言えんですけれども、単純に今、岩滝上水道が約8,000万円ほどの減価償却をしておりますが、9,000万円ですか、すみません。

それで、先ほどの給水人口の割合でぼんと、こう簡単にはじめてしまいますと、3倍ですので、約2億7,000万円から3億円という形を減価償却をしていかないかんだろうというふうに思っております。そうなりますと、現在の使用料収入が3億円少しでございますので、すべてが減価償却という形になって、やはりその年度でなければならぬ一般管理費、維持管理費については、赤字になってしまうであろうというふうに思っております。以上です。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） もう多くは申しませんが、28年度について、大体、上水と並びぐらいにしようと思ったら、私ではですね、こんな言い方は悪いですけども、今の3億1,000万円の水道料、使用料をですね、1億3,000万円ぐらい、4億4,000万円ぐらいのですね、収入まで伸ばしていかないと、私はペイしないのではないかなというふうに、私個人の試算ですけども、そういうことに、私の方ではなっております。だから、そのぐらいになりますと、大体、上水と

ペイしてくるのではないかなというふうに、これは給水と、それから供給の関係の単価の上からですね、計算上そうなるわけですが、大体、そのぐらいになるとですね、大体ペイするのではないかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、28年度にはですね、上水に統合するというございますので、28年度の統合に向けてですね、混乱が起きないように、そして町民の皆さん方の負担がですね、大きな負担にならないように、一つ、今からしっかりと検討し、そして対策を立てていただきたいと、このことを申し上げて質問を終わりたいと思います。

議 長（井田義之） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第74号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第74号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第75号 平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより、議案第75号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第75号 平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第76号 平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。
これより、議案第76号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第76号 平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)は、
原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第5 議案第77号 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
1番、野村議員。

1番(野村生八) 国民健康保険特別会計(第1号)補正予算について質問いたします。
先ほども水道会計に専決で繰り入れという話がありましたが、国保にも繰り入れをしていただきました。現状は大変な赤字になるという現状の中での緊急対策だというふうに思いますが、いわゆる基準所得も確定してきていると思いますが、どういう状況に今現在、今年度の国保がなっているのか、まずその点についてお伺いします。

議長(井田義之) 泉谷保健課長。
保健課長(泉谷貞行) ご質問にお答えいたします。ことしのスケジュールといたしまして、先ごろ、22年度の賦課通知を国民、被保険者の世帯に対しまして、通知させていただきまして、納税のお願いをさせていただいております。そういった中で、今年度の賦課といたしまして、調定ベースで申し上げますと、21年度に比べまして、税の収入からいいまして4,000万円以上の落ち込みがございます。19年度からの基準所得で見ても、昨今の不況の影響と思いますが、19年度から20年度に関しまして約4億円、20年度から21年度に約3億円、そして21年度から22年度に約4億円と、ちょっと荒っぽい数字ですが、そういった基準所得の落ち込みがあるようでございます。

議長(井田義之) 野村議員。
1番(野村生八) 大幅な、引き続く落ち込みということで、引き続き、この地域の自営業者初め勤めておられる方々についても、いわゆる収入が減ってきているという状況が、まだ続いていると状況だというふうに思います。
そこで、1億円の繰り入れです、これだけの落ち込みの中でも持つのかどうか、その見込みについてももう一度お伺いをいたします。

議長(井田義之) 泉谷保健課長。
保健課長(泉谷貞行) ご質問にお答えいたします。税率の改定につきましては、さきの議会でも据え置

きというふうな、限度額は上げさせていただきましたが、所得割等の税率については、据え置きという形で取り組まさせていただきます。

そういった中で、21年度に、先ほどご発言がありました、1億円を一般会計から繰り入れしていただきまして、21年度に4,800万円充当させていただき、22年度に5,200万円、基金に積ませていただいているということでございまして、現在、基金の状況といたしましては、21年度末、それから21年度決算の繰越金を2分の1積ませていただくというふうなことをいたしまして、22年度当初で約2億円、基金が、国保の財調基金があることになります。その基金をやりくりしながら、22年度、今から見込みを立てるのは大変難しいんですが、22年度なんとかやりくりしていきたいというふうに現時点では思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 何とかやりくりができる見込みなんだろうかと、努力していただきたいと思っております。

一般質問で、この国保の問題を取り上げて、各地域で15%を超える大幅な引き上げがされているということも指摘しました。これだけ収入が減ってる中で、国保税が上げられるとですね、もう本当に暮らしが成り立たないというのが実態なわけで、こういう形で据え置いていただいたということは大きな不況対策、暮らしの支援になっているというふうに思います。

それで、具体にもしわかれば、この1億円の繰り入れでですね、本来これぐらい引き上げんなん部分を受けたということが、もし知らされていたら、お聞きできたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。お答えになるかどうかわからないんですが、国保の財政といいますのは、特定財源として国、府からいただく、その数字によりまして運営が変わってくるというふうなこともございまして、大変、赤字を予想するというのが大変困難になっているというふうなことでございまして、22年度におきましても1億5,000万円程度赤字になるのかなというふうな思いを持って、先ほども言いました基金のやりくりで何とかしのいでいきたいなというふうに思っております。

それで、先ほど1億円ということでございましたが、被保険者世帯については4,200世帯ぐらいですので、その世帯で割っていただくと、それぐらいの支援といいますか、そういうことになるかと思っております。以上です。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 約2万5,000円ぐらい、一世帯。いわゆる暮らしの支援がしていただけたということかなというふうに思います。この国保税はですね、もう本当にこれ以上、現状でも払えなくて滞納になり、保険証がなくて病院に行けなくなって重症になり亡くなるという形での悪循環ですね、続いているという中で、これ以上上げるわけにはいかない、そういう状況、瀬戸際まできてるだろうと、もうこれ以上上がっていくと、これが加速度的に広がって、医療そのものに影響してくるのではないかとというふうに私は理解をしています。できるだけ、そういう努力を引き続きお願いしたいと思っておりますが、この国保で、ほかの制度でもいろいろありますが、ペナルティ等々がですね、引き続きあるというふうに聞いています。基準よりもいわゆる何か独自にそう

いう支援をすれば国からペナルティ、子供の医療費の無料化でもペナルティがあるということがありますが、現在、与謝野町の国保について、国からのペナルティということはあるのか、ないのかその点についてお聞きします。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。私自身、ちょっと不勉強で断片的にしか申し上げられないと思いますが、まず、国の特別調整交付金等で、本来いただけるものがいただけないというふうなことになりますのが、先ほどご発言がありました子ども医療費ということで、無料化していると。要するに医療費が高くなるような形での環境があるというふうなことに對して、調整金について制限がかかってくるのか。

それから、国保の税の収納率が基準以下でありますと、調整交付金の方が算定が低くなりますとか、そういったことがあるというふう聞いておりますが、じゃあ具体的に当町にとってどれだけの減額なり、そういう影響があったのかというところまでは、ちょっと算定できておりません。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 前回、詳しく答弁いただいた経過があるんですが、また、引き続きあるということなら、具体的に、どこにどれだけあるのかということをも、もし試算できましたら、今回じゃなくて結構ですが、今後、試算していただいて、ご報告いただけたらというふうに思います。

それでですね、今、地方分権ということで盛んに言われてやっている中で、こうして町が町民のためによかれと思って独自に取り組んでいることに對してペナルティが課せられるということが、前政権の中でずっとやってこられました。今の話ですと、多分、引き続き政権が変わっても、そういう自体は変わっていないと、民主党政権も地方分権から、また地域主権でしたかという形でちょっと言い方は変わりましたが、同じような内容の姿勢だろうとは思いますが、そういう形でペナルティというのは存続していると、本来、こういうことはおかしいのではないかというふうに私は思うわけですが、こういう問題について、やはりこれペナルティではなくてですね、独自にどんどんそういうことをやっていただきたいという姿勢こそ、必要ではないかと思っておりますが、これについては町長いかがですか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 今回の段階で、町にとってペナルティと思える、そうしたものは、私自身はないものというふうに思っておりますし、今後についても、そうしたことが行われるかどうかについても、非常にわからない要素があつて、明確にお答えすることができませんけれども、むしろペナルティよりも、今回の国保なんかでも、思わぬ、やっぱり特特というような形での特特、そういうものも少しは少なくなってますけれども、むしろいただくような、本当に少しでも1,800万円でしたか、1,800万円いただけるような、そういう状況ですので、むしろペナルティよりも、ごほうびがいただけたんかなというふうな気持ちの方が強いんですけども、今後におきましても、町の独自の取り組んでます事業について、今後どうなるかわかりませんが、できるだけ財政が許す限り、それらについては取り組む姿勢でいきたいというふうに思います。

先ほど来出てましたけれども、水道にしましても、下水にしましても、いろんなところで脆弱な町村というのは借金をしなければやっていけない、そのツケが後世に出てくるということは、

これ確かですので、その辺のところは財政を見ながら運営をしていくということが大事ななというふうに思いますが、そうした姿勢で、できるだけ町の取り組んでおりますことについては、引き続き持続してやっていけるような工夫をしていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 現在、当町にペナルティがあるかどうかわからないという答弁だと思いますが、以前あったということは明確に述べられてですね、金額まで言っていました。このあることは事実なんですね。全国を見てましたら確実にペナルティがあるということで問題になっているんです。

例えば、山梨県ではですね、福祉医療がありますね、これはですね、子供の医療費みたいに窓口で精算してもらえると、還付じゃなくてという形で、いわゆる住民サービス向上ということで取り組まれたわけです。これ2008年に、そういう形で県が取り組まれたでしょう。償還払いから窓口支払いはゼロにするということで取り組まれた。これに対して、国からペナルティがかかったということで、そのペナルティ分を県が市町村に支援するということがされているわけですね。だから、全国的にペナルティがあるというのは間違いないだろうというふうに思っています。

しかしですね、このこういう形で、市町村がいろんな形で取り組んでいく中で、どうしてもしんどい中を市町村を支援するというのが府や県の一つの仕事だろうと思いますが、一般質問でも言いましたが、これがですね、全国的に大幅に減らされていると、540億円あったのが、16%も減ってきているという形ですね、報道がされています。京都府はあのとき言いましたが、7億円あったのが、今はゼロになったということなんですね。だから、市町村はそうして繰り入れてでも、これ以上、負担をふやすと大変な事態になる中で、据え置きで頑張っているということですが、そういう取り組みに対して、府が今、全く支援がしていたのがなくなってきているというのは、まさに反対ではないかというふうに思うんですね。やはりこういう取り組みに対して、府としてしっかりこれ以上上がらないようにということで支援していただく必要があると、もう一度支援していただく必要があると、それがもし支援していただければ上げなくて済む。あるいは町の繰り入れの額が少なくて済むということになっていくだろうというふうに思いますが、この問題について、町長お考えをお聞きます。

議長（井田義之） 太田町長。

- 町長（太田貴美） その件につきましても、町村会等でもいろいろ議論をさせていただいて、府に対しても申し上げていこうというふうな格好になっております。できるだけそうした、今までと一緒にということにはならないと思いますけれども、やはりこれから、じゃあそれぞれの市、町村が自立してやっていけるような手だてというものは、やはりもう考えて、それぞれの町だけでは、なかなかこの厳しい状況の中では難しいというふうに思いますし、そうした努力はしなければなりませんけれども、そうしたことについてもやはり支援をいただきたいということについては、声を上げていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 一番大もとの国が大幅に減らしておるという問題がありますのでね、やはり国自身がこういう問題について、もう少し積極的に財政出動をするべきだということも含めて努力をいただいて、町民の暮らしを守るという点で、国保税が引き下げられるような方向で、ぜひ取り組ん

でいただきたいということを指摘をして、質問を終わります。

議長（井田義之） ここで暫時休憩いたします。

午後4時まで休憩いたします。

（休憩 午後3時43分）

（再開 午後4時00分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、国民健康保険特別会計の（第1号）補正について、若干質問をさせていただきます。

まず、13ページですね、総務費の一般管理費で、いわゆる国保連合会ですね、負担金ということで205万1,000円出ているわけですが、この内容についてお願いします。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員のご質問にお答えいたします。13ページの上段にございます一般管理費負担経費の、国保連合会の負担金205万1,000円でございます。これは、レセプトの請求方法の変更に伴うものでございまして、電子請求、レセプトのオンライン化ということで、電子請求を国保連合会の方に医療機関からしていただくこととなります。

それから、国保連合会のシステムといたしまして、その医療費を各保険者、市町村、国保等も含めまして、保険給付費の請求をされるわけですが、そのシステムの最適化を図るということで、連合会システムの改修経費を見ておりまして、その与謝野町負担分ということでございまして、これにつきましては、国の特別調整交付金で全額見ていただけるということで、歳入にも同額を計上させていただいております。以上です。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私の記憶ではですね、連合会も平成18年に保険者の事務の共同電算処理ということで、そういったことがかなりやられたのではないかと、この時点で一応、電子カルテの関係と、それからペーパーレスですね、ここまで終わったと思っておったんですが、現実には、そういうことではなかったのでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。議員おっしゃいますように、その医療機関から紙、あるいはデータで、現在、逐次レセプトの請求が国保連合会の方に来ているということでございます。それについては、既に稼働しているということでございまして、そこから先の連合会の中での管理でありますとか、資格でありますとか、そういったことを国保中央会の統一的な仕組みのもとで構築を行うということにかかる経費ということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今、賦課的にはですね、大体、医療機関の電子カルテの状況というのは、どういう状況になっておりますか、進捗状況は。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 申しわけございませんが、その進捗状況似については承知しておりません。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 15ページのですね、特定保健指導委託料ですね、これについても当初予算です
すね、かなり見てあった、昨年よりは少なかったわけですが、今回、こういう格好で追加をされ
ました。22年度のですね、国の予算を見ますと、特定健診や保健指導に対する助成というのは、
一般家庭の場合は40%を引き上げた、こういうふうには国は言うところなんですけど、助成を。
そういうことではないんですか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。この15ページの特定保健指導委託料121万
2,000円につきましては、先ほど議員のご発言にもありましたように、当初予算でも
120万円計上させていただいております、その中で今年度の国保の保険事業といたしまして、
その国の調整交付金対象となりますのが、未受診者対策、要するに特定健診等の未受診者の方を
勧奨して受診率を上げようという施策。

それから、早期介入保健指導と言いまして、特定健診の結果、まだメタボではないけども、近
い将来メタボになる可能性が高いというふうな方に、早くから意識を持っていただいて、早いう
ちに改善していただくというふうなメニューでございまして、国の保健指導として、それに力を
入れるというふうなことで交付金の対象になりましたことから、当初予算を充実、金額的にも充
実させていただくような内容で、今回計上させていただいております、議員ご発言の40%
云々とか具体的なことについては、ちょっと承知しておりません。事業の内容といたしましては、
今申し上げたとおりでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） その辺のことは、ことしの予算のですね、厚労省もすべて、そういった国保新聞
の方に書いておりますので、また見といていただきたいと思うんですが、ことしで、この特定保
健指導3年目になるという認識をしておるんですが、特にことしですね、今2年やってこられて、
特にことし一からといいますか、ここの力点を置いている、そこありましたら、ことし特に力を
入れておる。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。平成20年度から、先ほどご発言がありましたように、医療
制度の改革によりまして、特定健診ということ初めております。それによりまして、健診の受診
率でございますが、法定報告といたしまして、実際20年度でいいますと、受診率の結果はすぐ出
るんですが、資格といたしますか、その対象となる方の基準日等の関係で、率が変わってまいりま
す。それで、法定によるきちっとした、国で認めていただいた20年度の特定健診の率が
36.1%ということでございます。

それで、21年度につきましては、法定報告まで1年先には至っておりませんので、現段階の
数字としましては35.6%というふうなことで、法定報告によりまして、21年度も数字が若干、
動くという段階のことはご了解いただきますとしまして、率にしまして35%、6%という
ふうな、率が低いといたしますか、状態が続いております。そういったことで、22年度は先ほど
も申し上げました未受診者対策といたしまして、申し込んでいただきましたが、健診当日、どう

しても都合により受けられなかった方。

それから、例えば40歳、50歳、60歳というふうな節目の年に当たる方、申し込まれてない方で節目に当たる方、そういった方について、追加で勸奨をさせていただいて、本来の健診日程でしたら8月の後半から9月の中旬にかけて3会場で行うんですが、その後、例えば10月をめどに、新たな健診日を設けまして、追加健診の日にちを取っていきいたいというふうなことをさせていただく中で、少しでも受診率の向上につなげていきたいというふうなことで、ことしは取り組んでいこうということにしております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、27ページのですね、直診の関係の備品購入費ですね、これについて説明お願いできますか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 予算書27ページの医療用機械器具費の機械器具費の160万円でございます。

これにつきましては、散薬分包機ということで、今、診療所の薬局に備えております機械が開設以来、更新をしております。老朽化というふうなことで、修理もおぼつかないというふうなことから、このたび1台更新をさせていただきたいということで、ここに計上させていただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今、課長からありましたように、分包機ということなわけですが、やはりこれはもう調剤をやる上で欠くことができないと、こういうふうに思うんですが、現在では、特にお年寄りがふえまして、錠剤と散薬ですね、あるわけですが、散薬の方の機械という理解でよろしかったですか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご存知のように粉と錠剤というふうな、ある中で、それをまぜて一つのパッケージにしてお年寄りでも飲みやすいように区分させていただくということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私は、ここの診療所の特性からいまして、やはり院内でのですね、処方というのは、そういうことになるんだろうと思うんですが、今、流れとしては医薬分業の方向に流れておるのか、そのことから見てですね、私は今の診療所の特性からいうたら、お年寄りも多いし、それなかなか、ほかのどこに行ったら大変ですからと思うんですが、流れは医薬分業ということで、最近の資料では、大体46～7%まで上がってきたと、京都府からも言われておりますが、このことについて、課長はどう思われますか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 診療所の運営といいますか、医療、診療につきましても薬、薬品につきましても、すべて先生、谷口先生のお考えでやらせていただいておりますので、現実、お任せしている、一任しているという現状でございます。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 少し私の方から補足をさせていただきたいと思います。

議員が言われます医薬分業、文字どおり医療機関は受診だけで、薬は、例えば、患者さんがお

住まいの自宅の近くの薬局で薬をいただくと、そうすれば調剤、調合の時間、待ち時間が少なく、早く済むということなのですが、議員がご指摘のように京都府は全国的には非常に医薬分業が、率が非常に低い府県でございます。以前は福井県と一番最後の方を争っておったような状況でございます。

ご質問の医薬分業ですが、ご存知のように今申し上げましたように、診療所で受診をして、薬は、例えば、自宅の近くの薬局でもらうということになるわけなのですが、本町の場合、考えますと、いわゆる薬剤師の資格をお持ちの、いわゆる薬局ですね、単なる薬剤師がおられない売薬だけという薬店じゃなくて、薬剤師がおられます、言いかえますと調剤ができる、そういった薬局は町内に数が少のうございまして、まずは地域的に偏在をしている状況がございます。そういった意味では、お住まいの地域の近くに薬局がある方は、例えば診療所から、その薬局へ、例えばファクスなんかで調剤の調剤表を送れば、患者さんは家の方に帰られたら、家の近くの薬局で薬を調剤していただくことができるんですけども、調剤薬局が少ない地域もあります。また地域によっては、全くない地域もありますので、石川の診療所の近くの方は、石川の地域には調剤薬局はなかったかと思えます。そういった意味で、国保診療所に関してはちょっと難しいのではないかなという感じを持っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私は、あの診療所の特性からいくというふうなことは難しいと思ってるんですが、いわゆる、この処方料を見てもみますとね、これ院内処方の場合には点数が42点なんですね。それから院外処方の場合は69点ですから、医療費の関係からいってもですね、院内処方がいいと思うんですけど、ただ、そういうふうになんか今、方向が行ってるのではないかなと思って、ちょっとお聞きをしたということでございます。

そらそういうことで、一つあれなんです。この中にはないんですが、昨年から私ども言うております、いわゆるジェネリック医薬品の関係ですね、これの22年度から、いわゆるその使用促進のための、いわゆる差額通知のことが出ておりました。このことについては22年度からスタートすることになりますか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。ジェネリック医薬品の普及につきましては、与謝野町国保といたしまして、希望カードということで、そのカードの配付を先ごろさせていただきました。

それから、後発医薬品の差額通知でございますが、全国的に見ましても、市町村国保では42の保険者が実施しているというふうなことから、ちなみに京都府では現在、実施しておりません。そのような状況から、現時点といたしまして、いろんなハードルがあるといえますか、いろいろ医師会等の調整もございまして、今すぐに取り組みれるといったことは、こちらの方では現時点では考えておりません。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、ことしですね、先ほど野村議員さんの方から、この財政の状況について、いろいろご意見がございました。今年度から4年間で国でもですね、財政基盤強化策ということで、いわゆる国レベルですけれども、本町のように低所得者が多いところですね、支

援をするということで、毎年250億円が、これに組み込まれるというふうに聞いて、4年間で1,000億円と、こういうふうに聞いておるんですが、現時点では京都府からはどのように聞いておられますか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。先ほど、ご発言がありましたように、国保の財政基盤強化策といたしまして、今後4年間、従来の制度を継続して実施するというふうなことは聞いております。それについて、今年度、具体的な、現時点での取り組みとしての継続ということは聞いておりますが、具体的なことについては現時点では聞いておりません。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、最後にですね、町長にお聞きをしたいと思っております。

先ほども野村議員さんのお話の中で、それぞれの町の規模ではですね、非常に難しいことがある、こういうお話を聞かせていただきました。そこで今、この国保の関係で出ておりますのは、いわゆる府県ごとの広域化ですね、こういうお話がかなり報道としては見かけるようになったんですが、現在ではそういう状況が京都府なんかでもお聞きされておるのかどうか、このことをお尋ねして終わりにしたいと思っております。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 今のところ、具体的には進んでおりません。

15番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（井田義之） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第77号 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第78号 平成22年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認めます。
これより議案第78号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第78号 平成22年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第7 議案第79号 三河内簡易水道 三河内浄水場新設(浄水設備)工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決を行いたいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認めます。
これより議案第79号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第79号 三河内簡易水道 三河内浄水場新設(浄水設備)工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第8 議案第80号 与謝野町立岩屋小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論は省略し、採決を行いたいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認めます。
これより議案第80号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第80号 与謝野町立岩屋小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに決定しました。

資料配付のため、ここで4時50分まで休憩いたします。

（休憩 午後4時27分）

（再開 午後4時29分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定しました。

この続きは、6月22日、午前9時30分から開議しますので、ご参集いただきます。

きょうはお疲れさまでした。

（延会 午後4時30分）